

令和3年度 国の予算編成等に 対する提案

<主要事項>

令和2年8月
兵庫県

《目次》

※ 本文タイトル右側に記載のページ番号は、全体版のページ番号を指す。

<令和3年度 国の予算編成等に対する提案>

I コロナ対策の更なる推進	
1 医療提供体制・感染防止対策等の更なる充実	2
2 今後の景気浮揚、雇用確保のための対策	11
3 地域経済の活性化、事業者等への支援の充実	12
4 地方財政への支援	18
5 ポストコロナ社会を見据えた地域づくり等	20
II 安全な基盤の確立	
1 防災・減災対策の推進	27
2 持続可能な地域環境の創造	34
3 安全な地域づくり	36
III 安心な暮らしの実現	
1 子育て環境の充実	37
2 高齢者への支援の充実	38
3 障害者への支援の充実	40
4 地域医療の確保	41
5 健康づくりの推進	43
IV 地域の元気づくり	
1 力強い農林水産業の確立	45
2 魅力ある地域づくり	48
3 スポーツの振興	49
V 全員活躍社会の実現	
1 未来を担う人材の養成	50
VI 交流・環流の促進	
1 定住人口・関係人口の創出、拡大	52
2 交通基盤の充実	53
VII 地方税財政の充実、強化等	
	58

I コロナ対策の更なる推進

本格的な令和時代の幕開けとともに始まった新型コロナウイルスとの戦いが現在も続いている。再び感染が拡大している中、医療・検査体制等の更なる充実が急がれる。

あわせて、感染リスクを抑えつつ、大きな打撃を受けている社会経済活動の本格的な再開と回復を図らねばならない。

また、感染の拡大は、人口の稠密という大都市の脆弱性や東京一極集中など、多くの課題を露呈させた。新しい生活様式も踏まえ、働き方、暮らし方、医療、社会経済活動等、様々な分野における新たな取組も求められている。この経験と教訓を踏まえ、社会を単に以前の状態に戻すのではなく、地域の自主自立を基本としつつ、新しいポストコロナ社会の創造にも果敢に挑戦する決意である。

このため、

- 1 医療提供体制・感染拡大防止対策等の更なる充実
- 2 今後の景気浮揚、雇用確保のための対策
- 3 地域経済の活性化、事業者等への支援の充実
- 4 地方財政への支援
- 5 ポストコロナ社会を見据えた地域づくり等

について、以下のとおり提案する。

今後の感染拡大状況や経済・雇用情勢を踏まえ、各自治体が地域の実情に応じた対策を講じられるよう、令和2年度における更なる補正予算の編成や予備費の充当など追加対策を迅速かつ的確に行うとともに、令和3年度以降についても、必要な対策については十分な予算を確保し、財源措置を講じられたい。

1 医療提供体制・感染拡大防止対策等の更なる充実

(1) ワクチン・特効薬の早期開発等

【厚生労働省】P3

- ・レムデジビルや新たに認定されたデキサメタゾンの安定的確保・供給に加え、ワクチンや特効薬について、「富岳」の計算能力により可能となる創薬シミュレーション等も活用し、早期の開発・実用化に向けた取組を進めること

<「富岳」による新型コロナウイルスの治療薬候補同定 中間報告 (R2.7.3) >

- ・「富岳」を用いた分子シミュレーション(分子動力学計算)により、2,128種の既存医薬品の中から、新型コロナウイルスの標的タンパク質に高い親和性を示す治療薬候補を探索・同定
→ 数十種類の候補薬を選択

(2) 指定感染症（2類相当）からの変更に関する慎重な検討

【内閣官房、厚生労働省】 P3

新・季節性インフルエンザの次期流行期における保健所や医療機関の業務負担軽減等の観点から、指定感染症（2類相当）から5類等への変更が検討されているが、医療機関をはじめ各関係機関の協力のもと、県民一丸となって感染拡大防止に取り組んでいる中、現時点での変更には以下のように様々な課題があるため、包括的かつ慎重に検討を行うこと

<変更に伴う課題>

i 類型見直しの科学的根拠が不足

感染症の分類は、ウイルスの感染力や毒性などを評価して位置付けられている。新型コロナの第一波に比べ重症化率や死亡率は相対的に低下しているものの、未だその評価は定まっておらず、また季節性インフルエンザよりは高い死亡率（新型コロナ：約2%、季節性インフルエンザ：約0.01%）を示しているなど、季節性インフルエンザ並の感染力・毒性と評価する科学的根拠がない。

ii 入院措置等の法的根拠の消失

5類感染症に変更されれば、感染症法に基づく入院措置や就業制限ができず、感染源となる患者の確実な隔離治療ができなくなり、市中感染が拡大し重症患者及び死亡者が増加する事態となりかねない。

iii 患者負担増による受診控えの誘発

検査や入院等に係る費用が公費で負担されなくなれば、感染者の受診控えを招き、感染拡大を助長しかねない。

iv 保健所、医療機関の負担軽減策のさらなる徹底

保健所の業務負担増加に対しては、応援等による人員増員に加え、HER-SYS等のICT化による業務の効率化を推進することなどで対処可能である。

また、医療機関の業務増加については、無症状者・軽症者に対し、積極的にホテル等での宿泊療養を推進することで負担軽減が可能である。

v 実効性あるワクチン及び抗ウイルス薬が未開発

実効性のあるワクチンや抗ウイルス薬が開発されていない現状で、5類感染症等への区分の見直しを行うことは、国民に不安を与えることになり、時期尚早である。

(3) 感染ルート等の科学的検証

【厚生労働省】 P4

①感染発生源の特定、医学的分析評価を踏まえた医療体制の確立

- ・ 今後の感染拡大時には、社会経済等への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大の防止を図らねばならない。そのためには、感染経路の徹底した洗い出しが不可欠となる。

しかしながら、いわゆる「夜の街」などで感染が発生した場合には調査に非協力的なケースも多いため、例えば、陽性者に対する行動歴の調査に応じることを感染症法において義務づけるなど、感染発生源を特定するための方策を構築すること。

- 新**・感染源の特定を疫学的に行い、ターゲットを絞り込んで対策に結びつけること
- 新**・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部クラスター班の調査や専門家の意見を踏まえて、医学的なコロナの症状への評価（高齢者と若年者との取扱い）や提供する医療等の程度の評価などを示すこと

②「新しい生活様式」に関する科学的根拠の明示等

- 新**・ 「新しい生活様式」の中には、マスクを着用しながらの身体的距離の確保の必要性など科学的根拠が不明確な中で実践されているものがあり、日常生活や社会経済活動に大きな制約が伴うものとなっている。

特に、ホールや文化施設など屋内イベントにおいて「新しい生活様式」の実践によって、収容定員を通常の半分程度とせざる得ない状況にあり、運営上深刻な状況となっている。

このため、具体的な科学的根拠に基づき、その必要性について、国民に丁寧に説明すること。

- 新**・科学的根拠を踏まえ、必要に応じて「新しい生活様式」の見直しについても柔軟に検討すること

(4) 症例分析結果を踏まえた医療現場での活用方策の構築

【厚生労働省】 P4

- 新**・国立国際医療研究センターにおいて、これまでの入院患者約2,600人の症例分析結果が公表されたが、早急に更なる解析を進め、感染拡大の要因となる患者（スーパー・スプレッダー）の早期発見方法など、医療現場で活用するための方策を構築すること

①インフルエンザなど疑似患者の迅速な鑑別診断等の実施

新・ 新型コロナウイルスとインフルエンザの症状が類似していることから、インフルエンザウイルスの流行期には、一般医療機関において高熱等の症状がある新型コロナウイルス感染症の鑑別診断ができず、帰国者・接触者外来で患者が集中するなど混乱が生じることが想定される。

疑似患者の迅速な鑑別診断方法を確立するため、より精度が高く迅速に判定できる検査法の開発や、インフルエンザの流行を見据えた対応方針等のガイドラインを示すこと。

②宿泊施設の円滑な運営の推進

・ 軽症者に関する療養について、自宅療養では症状の急変への対応が遅れる場合や家族間感染のおそれがあることから、まず入院し、その後、医師の指示の下での宿泊施設療養が基本であることについて、国民への周知徹底を図ること

③医療物資の調達等

・ マスク、消毒液、防護服、スワブ（医療用綿棒）等の医療物資について、供給時期や供給量に関する見通しを明らかにした上で、国の責任において迅速な調達・供給を行うこと

④医療チーム、医療人材の育成

新・ DMAT（災害派遣医療チーム）を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応し、治療支援などを行う医療チーム等の育成に取り組むこと

新・ 医療従事者をめざす学生が経済的事情により学びの継続を断念することがないように、奨学金制度の新設などの支援措置を講じること

⑤体外式膜型人工肺「ECMO」を扱える人材の養成と操作性・安全性等の向上

新・ ECMOの治療では、血栓の発生防止や早期発見、酸素濃度に関する適切なモニタリング、緊急時における手動での操作など高度な技術が求められる。

国補正予算で措置されたECMOチーム等養成研修事業による人材養成とあわせ、操作性・安全性等の向上を図る機器の開発に向け、医療機器メーカーとともに取り組むこと

《社会活動規制》

① 特定都道府県知事としての要請・指示に関する法整備等

- ・ 特定都道府県知事として、第 45 条第 2 項に基づき休業要請を行う場合、まず、第 24 条第 9 項に基づく協力要請を、業種や類型ごとに行うとされている。

しかし、特措法上、第 24 条第 9 項の協力要請は、第 45 条第 2 項の要請の前提とは定められていない。また、都道府県対策本部長としての要請と特定都道府県知事としての要請は、本来異なるものである。

このため、第 45 条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。

- ・ 第 24 条第 9 項の協力要請、第 45 条第 2 項の要請、同条第 3 項の指示及び同条第 4 項の公表について、法令上根拠のない国との事前協議を廃止するとともに、国は指針案を示すこと

② 第 45 条第 3 項の「指示」に関する実効性の担保

- ・ 休業指示に対する実効性を高めるために必要な法整備（罰則適用など）を行うこと

③ 事業者への休業協力支援金等の支給

- ・ 国の基準に基づいて都道府県が休業要請をした場合、その対象業種に対しては、国の責任において、休業協力支援金等の財政措置を行うこと

《感染防止対策の義務化》

- 新**・ 全国的に多くのクラスターが発生している接待を伴う飲食店や酒類の提供を行う飲食店等の中には、感染防止対策が不十分なものが多い。

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを法に基づき基準化し、これに基づく感染防止対策を義務づけ、違反する施設において患者が発生した場合には営業停止処分等の行政処分を行うことができるよう、食品衛生法と同様の規定を設けること。

【営業停止に関する規定（食品衛生法第 55 条、第 56 条）】

都道府県知事は、営業者が法の規定による基準に違反した場合においては、その営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

(7) 保健所機能の強化

① 検査や行動歴調査等に関する法的措置などの検討

【厚生労働省】 P5

- ・ 感染症法に基づく積極的疫学調査における PCR 検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査、軽症者等の宿泊施設での療養や自宅での健康観察要請について、実効性を担保するための法的措置等を講じること

② 保健所設置市を含めた総合調整権の強化

【厚生労働省】 P5

- ・ 感染が確認された患者情報について、医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告する際には事前または同時に都道府県へ報告するほか、保健所政令市が持つ情報をすべて提示することを義務づけるなど、地域の総合調整権を都道府県が発揮できるよう、権限を強化すること

(8) 帰国者・入国者に関する水際対策・健康観察体制の強化【法務省、厚生労働省】 P5

- 新・1時間程度で結果が判明する新たな検査機器（唾液検査）を各空港で早期に導入するなど、今後の出入国制限の緩和を見据え、水際対策の強化を図ること
- ・陰性者も含めたすべての入国者・帰国者に関する情報について、検疫所から保健所への情報提供を義務づけるなど、健康観察体制の強化を図ること

(9) PCR検査・抗原検査の推進【厚生労働省】 P6

- 新・7月17日より、PCR検査及び抗原検査(定量)において唾液検体による検査が可能となったが、唾液は鼻咽頭ぬぐい液と比較して検体採取等が容易であり、かつ検体採取を行う者への感染リスクも低減できることから、更なる普及を図ること
- 新・唾液検体の前処理に時間がかかる問題を解消することや、抗原検査(定性・簡易キット)においても唾液検体での検査が可能になるよう、取組を促進すること

【PCR検査と抗原検査の対象者（厚生労働省資料）】

検査の対象者		PCR検査(LAMP法含む)		抗原検査(定量)		抗原検査(定性・簡易キット)	
		鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液	鼻咽頭	唾液
有症状者 (※1)	発症から 9日目以内	○	○	○	○	○(※2)	×(※3)
	発症から 10日目以降	○	×	○	×	△(※4)	×(※3)
無症状者		○	○ (7/17～)	○	○ (7/17～)	×(※3)	×(※3)

※1 症状消退者を含む

※2 抗原検査(簡易キット)については、発症2日目から9日目以内

※3 検査メーカーにおいて有症状唾液については大学と共同研究中。無症状者については共同研究予定。

※4 使用可能であるが、陰性の場合は鼻咽頭PCR検査を行う必要あり

- 新・感染症対策と災害対応の両立を図るため、被災地への応援職員はもとより、ボランティアの方に対してもPCR検査を行政検査として実施すること
- ・検査機器及び試薬について、国の責任において速やかに供給体制を構築すること

(10) 感染症対策に関する専門的な行政組織の創設【厚生労働省】 P6

- 新・感染症(疾病)対策への対処は高度に専門的な性格を有するものであるため、感染症(疾病)対策庁など、感染症対策に関する専門的な国の行政組織を創設すること

(11) 地方公共団体等に対する財政支援の充実

①新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の充実【厚生労働省】 P6

ア 所要額の確保

- 新・国の2次補正予算を踏まえた交付決定額では、病床や宿泊施設の確保等に関しては9月分までのみ対象とされているため、10月以降の病床等の確保を計画的に行えるよう、国の責任において所要額を迅速かつ確実に追加交付すること
- 新・感染症対策は継続して取り組むことが必要なため、令和3年度当初予算においても、交付金を継続して措置し、必要な予算額を確保すること

イ 対象事業の拡充、補助上限額の撤廃等

国2次補正において介護・福祉分野の創設、医療分の補助率引き上げ(1/2→10/10)、総額の拡充や事業の追加等が行われたものの、引き続き事業メニューが限定的であり、対象事業にも全国一律の補助対象や補助基準上限が設定されるなど、地域の実情に応じた対応ができないため、以下の項目をはじめ、交付金事業を柔軟に執行できるようにすること

- ・入院医療機関に対する運営経費支援(本県:入院患者一人あたり12,000円/日(掛かり増し経費相当))を対象事業に追加すること

※ 本県 補正予算計上額:6億2,100万円

- ・重点医療機関及び協力医療機関以外の空床補償単価について、補助単価の上限額を撤廃するなど地域の実情に応じた単価設定を可能とすること

※ 重点医療機関等については、国2次補正予算を踏まえ、補助単価を引き上げ(1床あたりの1日の単価)

[ICU] 97,000円 → 301,000円 [重症] 41,000円 → [HCU]211,000円

[その他] 16,000円 → 52,000円

※ 一般医療機関については、本県独自で上乘せ(本県 補正予算計上額:8,800万円)

[その他] 16,000円 → 52,000円

- 新**・本県が民間企業と共同して研究・開発を行うPCR検査移動型ロボットシステム(唾液採取)は、今後の感染拡大防止対策に大いに資するものであるため、対象事業に追加すること

※ 本県 補正予算計上額:7,000万円(研究開発費の2/3相当)

- 新**・流行抑制のための血清疫学調査・研究事業を対象事業に追加すること(本県では神戸大学と連携し、抗体保有者の調査・研究を実施)

※ 本県 補正予算計上額:1億3,500万円(事業期間は3年間)

- 新**・パーティションや空気清浄機の整備等の感染拡大防止対策について、施術所(接骨院、鍼灸院等)は治療行為にあたらなことを理由に支援金支給の対象外とされているが、施術に一定の感染リスクがあり社会生活を継続するうえで必要な医療施設であることから、診療所や助産所、訪問看護ステーション、薬局(院外薬局を含む)等と同様、交付金の対象とすること

※ 本県 補正予算計上額:39億2,000万円(1箇所あたり70万円)

- 新**・患者が発生し、クラスター等となった施設については、保育所、認定こども園、児童養護施設、乳児院等の児童福祉施設についても、介護・障害福祉施設と同様、慰労金の支給対象とすること。

また、患者が発生した施設等において職員と一体となって業務に従事したボランティアについても、慰労金の支給対象とすること。

※ 本県 補正予算計上額:1,900万円(対象:患者が発生し、クラスター等となった児童福祉施設等の職員)

②医療機関の経営支援

【厚生労働省、総務省】 P9

ア 診療報酬や空床補償単価の更なる引き上げ

- 新**・ 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関に対しては、重症・中等症患者への診療報酬の特例的な対応や、空床確保に関する補助単価及び対象病床の拡充等の支援策が講じられている。

軽症者、無症状患者、疑似症患者についても、診療報酬や空床補償単価の更なる引き上げなど、経営支援を充実させること。

<診療報酬の特例的な対応(R2.5.26厚労省通知)>

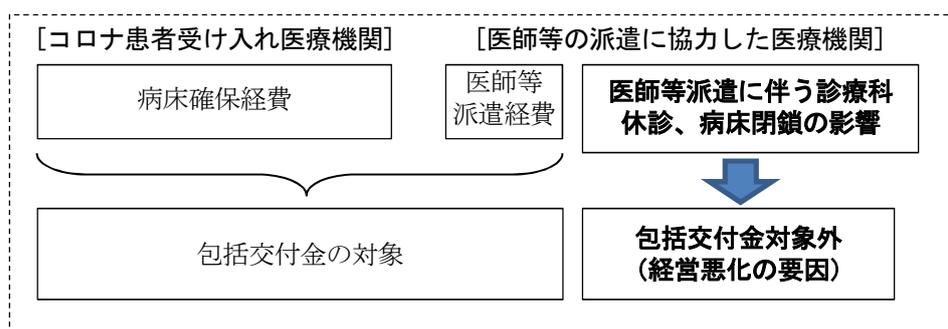
ア 重症・中等症患者の診療報酬を3倍に引き上げ

イ 重症・中等症患者の範囲の見直し(医学的な見地から継続的な診療が必要なものを追加)等

イ 応援医療従事者の派遣協力に対する支援

- 新**・ コロナ入院患者受け入れ医療機関以外の公立病院等についても、コロナ感染症対策の中でコロナ入院患者受け入れ医療機関への応援医療従事者の派遣協力という重要な役割を担っているが、これに伴う休診は「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の対象外であり、経営悪化の要因となっている。

地域の医療体制を引き続き維持していくためにも、当該交付金制度の対象拡充等により格別の措置を講じること。



ウ 医療機関の経営維持に対する支援

- 新**・ 新型コロナウイルス感染症対応の診療科はもとより、それ以外の診療科においても受診控え等により患者数が大幅に減少し、厳しい経営状況に陥っている。

これらの経営悪化による減収について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象とするなど、医療機関の経営維持に対する支援措置を講じること。

エ 福祉医療機構による民間医療施設に対する無利子・無担保融資の拡充

- 新**・新型コロナウイルス感染症に関連して減収等の影響を受けた医療関係施設に対する、福祉医療機構による無利子・無担保貸付額を拡充すること

<福祉医療機構による融資> 注：公立病院は対象外

区分	右記以外の医療機関	コロナ対応を行う医療機関	政策医療を担う医療機関
当初5年間の無利子貸付の範囲(その他は0.2%)	1億円 (診療所等は4,000万円)①	①の金額と「前年同月から の減収額の2倍」の高い方	①の金額と「前年同月から の減収額」の高い方
無担保貸付	3億円 (老健等は1億円、 診療所等は4,000万円)②	②の金額と「前年同月から の減収額の6倍」の高い方	②の金額と「前年同月から の減収額の3倍」の高い方

オ 公立病院の経営悪化に対する支援

- 新**・地域医療を維持し新型コロナウイルス感染症に対応していくためには、地域医療の中核的役割を果たしている公立病院の維持が不可欠である。

新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化はもとより、コロナに伴う受診控え等による経営悪化を含めて、一般会計からの繰出を行う場合には特別交付税措置を講じること。

(12) 避難所における感染拡大防止対策への支援

【内閣府】P11

- 新**・換気設備の整備や民間宿泊施設の借り上げなど、国二次補正予算における感染症予防対策（パーティションや衛生用品等の関係物資の備蓄、1.1億円）の対象外となっている経費についても、対象に加え予算額を増額するなど、避難所における感染拡大防止対策について重点的な支援を行うこと

(13) 社会福祉施設等における感染防止対策の強化

【厚生労働省】P11

- 新**・社会福祉施設における感染拡大防止対策は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援対象に追加されたが、同交付金を活用して各施設が対策を講じられるよう、標準的かつ具体的な整備・改修等のガイドラインの整備や、感染症専門家の派遣体制を構築すること

【提案の背景】

高齢者や障害者が新型コロナに罹患した場合には重症化しやすく、症状の軽重にかかわらず入院が必要となる一方、例えば障害者についてはその特性から病院での療養が困難な者もいるため、施設内療養が望ましい場合もある。

- 新**・職員が濃厚接触者となり、当該施設で可能な限りの対応をしても職員が不足する場合でも、継続的に福祉サービスが提供できるよう、都道府県等による応援体制構築のための全国統一の行動マニュアルの整備や、社会福祉施設に対する専門的な研修、財政支援など必要な措置を講じること

【兵庫県 社会福祉施設における感染症対策方針（R2.6.29策定）】

- ・高齢者、障害者等の入所施設において、患者が発生した場合の基本的対応方針を定めることにより、施設内感染を防ぐための仕組みを整備
- ・患者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設からの職員派遣等の仕組みを整備

2 今後の景気浮揚・雇用確保のための対策

(1) 需要喚起対策の実施

【内閣府、国土交通省、農林水産省】 P13

新・新型コロナウイルス感染症による巣ごもり状態からの消費減退に伴い、本年4月～6月期の国内総生産（速報値）は前期比7.8%減、年率換算すると戦後最悪の27.8%減となるなど、地域経済への影響が長期化・深刻化している。今必要な経済対策は、今後の景気浮揚に向け需要を喚起することである。

基幹道路ネットワークの整備や防災・減災対策等を推進するための公共事業費の大幅な上積み、ポストコロナ社会を見据えた情報通信基盤の整備等ハード事業に関する交付金の創設など、総需要を増やす対策を行うこと。

（参考：リーマン・ショック後に創設されたハード事業を対象とする交付金）

- ア 地域活性化・公共投資臨時交付金（1兆4,000億円）
- イ 地域活性化・生活対策臨時交付金（6,000億円）
- ウ 地域活性化・きめ細かな臨時交付金（5,000億円）

(2) 更なる消費喚起対策の推進

【内閣府、観光庁、経済産業省、農林水産省】 P13

新・商店街の活性化など各地域における更なる消費を喚起するための新たな取組や、観光業や飲食業など地域経済の活性化を図るGo To キャンペーンの拡充など、国において更なる消費喚起対策を強力に推進すること

(3) 緊急雇用創出事業の創設

【厚生労働省】 P13

・ 本県の7月の有効求人倍率は前月から0.03ポイント低下し、平成27年8月以来、約5年ぶりに1倍を下回った。

雇用情勢の更なる悪化が懸念されるなか、雇用の受け皿を確保するため、リーマン・ショック時と同じく、基金を活用した緊急雇用創出事業（リーマン・ショック時：1兆500億円）を早急に創設すること。

【本県の有効求人倍率の推移】 ※7ヶ月連続で低下

R1.12月	R2.1月	R2.2月	R2.3月	R2.4月	R2.5月	R2.6月	R2.7月
1.40	1.31	1.26	1.21	1.13	1.05	1.01	0.98

3 地域経済の活性化、事業者等への支援の充実

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実

【内閣府】P17

- 新・全国的に再び感染が拡大している中、更なる感染防止対策や地域経済・住民生活の支援等も想定されることから、地方の実情を十分に踏まえ、必要に応じて迅速に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の追加予算措置を講じること
- 新・感染防止対策や地域経済の回復には継続して取り組むことが必要なため、令和3年度当初予算においても、交付金を継続して措置し、必要な予算額を確保すること

(2) 事業再開のための感染防止対策に対する重点的な支援

①新たな補助制度の創設

【経済産業省、観光庁】P15

- ・事業再開の前提となる感染防止対策（換気設備や衛生管理用品の整備、飛沫防止対策等）を重点的に支援するため、中小事業者や商店街、宿泊施設などの取組に関する新たな国の補助制度を創設するなど、重点的な支援を行うこと

②補正予算事業の大幅な増額

【環境省、農林水産省、文化庁】P15

- ・業務用施設における高機能換気設備等の導入支援事業（環境省、30億円）、外食産業における衛生管理に必要な設備等の導入支援事業（農林水産省、10億円）、文化施設の感染症防止対策事業（文化庁、21億円）について、より多くの事業者等の取組を促すため、更なる予算の増額を図ること

(3) 事業継続に向けた支援の充実

【経済産業省】P16

- ・事業継続のために最も重要なことは資金繰り対策であるため、中小事業者の資金繰りを支援する無利子融資制度について、融資上限額（4,000万円）の引き上げや無利子期間（3年間）の延長など、更に支援を充実すること

【本県・事業継続のための資金繰り支援】

<概要>

貸付名 (適用期間)	概要	信用保証	融資利率 (保証料率)	融資限度額	融資期間 (据置期間)
①新型コロナウイルス 対策貸付 (2/25～9/30)	セーフティネット(SN) 保証の別枠利用	一般保証 SN保証4号 SN保証5号	0.70% (0.80%※)	2.8億円	10年(2年) 以内
②経営活性化資金 (3/16～9/30)	迅速な融資審査		金融機関所定 (0.80%※)	5,000万円	10年(1年) 以内
③借換等貸付 (3/16～9/30)	県制度融資の 借換		0.70% (0.80%※)	2.8億円	
④新型コロナウイルス 危機対応貸付 (3/16～翌1/31)	①のさらに 別枠利用	危機関連保証	0.70% (0.80%)		
⑤新型コロナウイルス 感染症対応資金 (5/1～翌1/31)	最大で当初3年 無利子、保証料 免除	SN保証4号 SN保証5号 危機関連保証	当初3年 0.00% 4年目以降 0.70% (最大0.00%)	4,000万円	10年(5年) 以内
⑥新型コロナウイルス 感染症保証料応援貸付 (6/22～翌1/31)	⑤の限度額超 の資金ニーズに 対応		0.70% (0.00%)	5,000万円	10年(2年) 以内

※SN保証・危機関連保証を利用する場合（一般保証を利用する場合は、第5区分で1.15%）

<利用実績 (R2.8.18現在) > (単位：件、億円)

区分	保証承諾		融資実行	
	件数	金額	件数	金額
①コロナ対策貸付	3,188	633	3,177	628
②経営活性化資金	374	120	365	117
③借換等貸付	133	43	126	41
④危機対応貸付	1,248	477	1,239	473
⑤無利子資金	31,407	5,349	28,853	4,902
⑥保証料応援貸付	859	287	671	227
計	37,209	6,909	34,431	6,388

- 新**・感染症対策を含んだ事業継続計画（BCP）策定ガイドラインの公表や専門家の派遣など、中小企業の取組に対する支援を早期に行うこと

(4) 国内サプライチェーン網の構築等

【経済産業省】P17

- 新・国内投資促進事業費補助金の対象企業が、生産拠点の国内回帰やサプライチェーンの強化・再構築に資する地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を策定した場合、同法による課税特例措置の上乗せ要件の対象とするなど拡充すること
- 新・地域未来投資促進法による課税の特例措置の適用期限(今年度末)を延長すること

【国内投資促進事業費補助金(国2次補正予算)】

生産拠点の集中度が高い製品・部素材、又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関し、円滑な供給を確保するなど、サプライチェーンの強靱化を図る。

- ・対象施設 工場、物流施設
- ・対象経費 建物取得費、設備費、システム購入費
- ・補助率 大企業：1/2～2/3以内、中小企業等：2/3～3/4以内
- ・補助上限額 150億円

[地域未来投資促進法に基づく課税の特例措置(適用期限：R3.3.31)]

先進的な事業に必要な設備投資(生産拠点の国内回帰やサプライチェーン強化を含む)に対する税制措置

- ・機械、装置等：40%特別償却、4%税額控除
- ・建物等：20%特別償却、2%税額控除

上乗せ要件(付加価値額増加率が8%以上)を満たす場合 → 50%特別償却、5%税額控除

《本県の取組》

産業立地条例に基づく補助金(設備投資補助、雇用補助)や税負担の軽減(不動産取得税、法人事業税)を拡充し、生産拠点の県内回帰をはじめ、サプライチェーンの強化・再構築を支援

- 〔例：設備投資補助〕
 - ・現行 設備投資額の3% (促進地域は5%、国補助金等との併用不可)
 - ・拡充 設備投資額の6% (促進地域は10%、国補助金等との併用可)

(5) 観光事業者等に対する支援

① G o T o キャンペーンの展開

【観光庁、農林水産省、経済産業省】P18

ア キャンペーン全体

- 新・G o T o トラベル事業については、感染が拡大している東京都を発着する旅行が対象外となったが、今後の感染状況などを踏まえ、近隣地域の誘客からの実施に限定するなど、対象地域の限定や実施期間の見直しについて柔軟に検討すること。

また、G o T o E A T キャンペーンなどその他の事業の実施時期や対象地域等についても、感染状況や地域の意見などを十分に踏まえ、検討すること。

- 新・対象事業者や対象経費などの要件を明確に示すとともに、申請手続きを可能な限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図ること
- 新・国民に対して、HPをはじめとする多様な広報媒体により、分かりやすく制度の周知を図ること

イ G o T o トラベル事業

- 新・観光業など地域経済の本格的回復には相当期間を要すると考えられるため、本年度予算が不足する場合には追加の財政措置を講じるとともに、令和3年度においても、ワールドマスターズゲームズ2021 関西を対象とすることも含め、継続して実施し十分な事業期間を確保すること
- 新・今後、感染状況に応じて対象地域が変更となった場合、利用者がキャンセル料を負担する必要が生じないよう、東京発着の旅行を適用除外した際と同様の措置を行うこと

ウ Go To EATキャンペーン

- 新・キャンペーンの対象はオンライン飲食予約サイトに限定せず、電話予約なども含め、幅広く対象とすること

エ Go To イベント事業

- 新・大手のチケット販売業者だけが恩恵を受けることのないよう、地域のチケット販売事業者や主催者自らが販売するチケットも対象とすること
- 新・前売り券に限らず、当日発売券も対象とすること

②スキー場など少雪の影響を受けている地域の活性化支援 【観光庁】 P18

- 新・近年の暖冬の影響を受け、年間を通じた安定的な経営、誘客が課題となっているスキー場周辺地域は、今回のコロナ禍でさらに厳しい状況となっているため、グリーンシーズンの教育旅行や合宿の誘致、体験型コンテンツ(キャンプ、マウンテンバイク等)の造成やスキー場設備の高度化に関する新たな補助金を創設するなど、支援を充実すること

(6) 交通事業者に対する支援 【国土交通省】 P19

- ・利用者が大幅に減少している路線バス事業者に対して、地域公共交通確保維持改善事業費補助の補助対象限度額(経常経費の9/20)の撤廃や、輸送量要件の緩和(現行:15人以上→提案:2人以上)など支援措置を講じること
- ・航空事業者の運航欠損に係る地方公共団体の負担に対する財政措置を講じること
〔※本県 但馬-伊丹路線の安定的な運航維持のため、運航会社の前年度欠損について、県が補助 [R2当初予算額:1億8,220万円]〕

(7) 芸術文化活動に対する支援 【文化庁】 P19

- 新・芸術文化施設の休館や公演・展覧会等の中止・延期により、芸術家の活動の場が大きく制約されるなか、芸術文化活動の継続的な活性化を促進する必要がある。
SNS等による動画配信や活動再開に向けた公演制作・準備など、新たな芸術文化の活動継続・再開に取り組む芸術家に対して国が実施する支援事業について、実施期間(2/26~10/31)を大幅に延長するなど、感染拡大が長期化する状況下に対応した十分な財政支援を行うこと
- 新・「新しい生活様式」の実践によって会場の収容定員を通常の半分程度とせざる得ない状況のなか、興行者においては、鑑賞料収入の減少・公演事業の収支悪化に伴う公演開催の断念など影響が生じている。
これまでどおり公演鑑賞の機会が提供されるよう、感染防止対策も含め、公演開催継続のための新たな補助金の創設など臨時的な財政支援を行うこと
- ・施設の大幅な減収と鑑賞料金などへの転嫁が懸念されることから、施設の運営費に対する新たな補助金の創設など臨時的な財政支援を行うこと

①生産者の事業継続に向けた支援

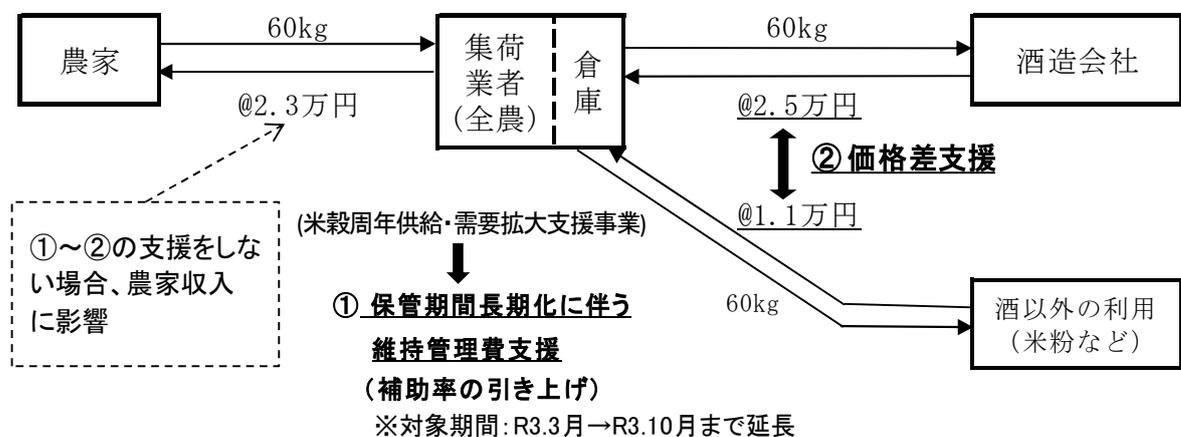
- ・肉用牛、花き、魚介類などの品目を中心に急激に経営が悪化している状況を踏まえ、それら品目や県産酒米（山田錦等）を使った日本酒の消費拡大に向けた大胆なキャンペーン等を展開すること

②農業者への支援

ア 酒米生産者への支援

- ・保管期間の延長に伴う集荷業の経費負担を軽減するため、米穀周年供給・需要拡大支援事業の維持管理経費に対する補助率(1/2)を上げること
- ・米粉など他用途への利用促進及びそれに伴い生じる価格差への支援策を講じること

【酒造好適米の販売スキーム(イメージ)】



イ 野菜や花き、果樹等の生産者への支援

新・国補正予算において措置された経営継続補助金(※1)及び高収益作物次期作支援交付金(※2)について、事業実施希望者が漏れなく活用できるよう、予算の拡充を図ること

- ※1 ①国内外の販路の回復・開拓など、経営継続の取組支援(補助率 3/4、補助上限 100 万円)
②業種別ガイドライン等に即した感染防止対策(定額(上限 50 万円))
- ※2 次期作に取り組む高収益作物の生産者に対する資材購入や機械レンタル等を支援(定額 5 万円/10a (施設花き等 80 万円、施設果樹 25 万円))

<事業要望額 見込み (7月末時点) >

- ・経営継続補助金
国予算：200 億円 ⇔ 県内申請額(概算) ・農業：約 20 億円 (7/29 末締切：2,188 件)
・更に水産業 480 件、林業 3 件が申請見込み
- ・高収益作物次期作支援交付金
国予算：242 億円 ⇔ たまねぎで想定した場合
全国作付面積 26,200ha×50 万円=131 億円
→ たまねぎ 1 品目だけで 131 億円が必要

③畜産業者への支援

- 新**・外食機会の減少など、新型コロナウイルスによる影響の長期化が懸念されるため、国補正予算で措置された畜産経営に関する支援策を拡充するとともに、令和3年度においても継続するなど、必要な予算を確保すること

[国補正予算で措置された主な事業]

- ・肥育牛経営等緊急特別支援対策事業
(経営体質の強化に取り組むへの肥育農家の取組支援(出荷頭数に応じて2万円/頭を交付)等)
- ・優良肉用子牛生産推進緊急対策事業
(経営改善に取り組む肉用子牛生産者を支援(月別全国平均価格に応じ、1~3万円/頭の奨励金を交付))
- ・和牛肉等学校給食提供推進事業

④林業者への支援

- 新**・国補正予算において措置された輸出原木保管等緊急支援事業(※1)及び過剰木材在庫利用緊急対策事業(※2)について、事業実施希望者が漏れなく活用できるよう、予算の拡充を図ること

- ※1 滞留する原木を一時保管する際の掛かり増し費用を支援
- ※2 輸出の停滞により行き場のなくなった原木を有効活用するため、公共施設等における木材利用を支援

⑤水産業者への支援

- 新**・外食機会の減少など、新型コロナウイルスによる影響の長期化が懸念されるため、国補正予算で措置された漁業経営に関する支援策を拡充するとともに、令和3年度においても継続するなど、必要な予算を確保すること

[国補正予算で措置された主な事業]

- ・特定水産物供給平準化事業
(漁業者団体等が、過剰供給分を相場価格で買取・冷凍保管(調整保管)する際の買取資金の金利相当分、保管分、入出庫料、加工料、運搬料を助成)
- ・水産物販売促進緊急対策事業
(漁業団体等が行う販売促進の取組(学校給食への提供を含む)を支援)

(9) 生活福祉資金による支援の拡充

【厚生労働省】P22

- 新**・国二次補正予算において貸付原資の追加予算措置が講じられたが、本県の申請状況を踏まえると9月にも原資が枯渇するおそれがあるため、迅速に追加の予算措置を講じること

- ※ 本県の状況
ア 貸付原資 211億円(うち、国からの既交付分123億円)
イ 9月までの貸付見込 231億円
↓
差額(ア-イ)の20億円を、7月補正予算で計上

- ・償還免除の適格要件を、住民税の課税非課税に関わらず、償還時において所得の減少が続くなど、貸付時と状況の変化がない者まで拡充すること

4 地方財政への支援

【総務省】 P23

かつてない大幅な地方税の減収が予想される一方、防災・減災対策、少子高齢化への対応、地域の元気づくりなどに加え、新型コロナの感染拡大防止や落ち込んだ経済・雇用対策、ポストコロナ社会を見据えた取組など、地方公共団体が果たすべき役割は一層重要度が高まっている。このため、以下について提案する。

(1) 令和3年度地方財政計画の充実

新・ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化により、交付税原資となる国税や地方税の減少が予想され、財源不足額が過去最大となったリーマン・ショック時を超え、かつてないほどに拡大することも危惧される。

このような中においても、社会保障関係費や防災・減災対策の推進、地方創生に要する経費などについては、さらなる財源確保を図る必要があることから、一般会計による加算措置を行うなどにより、国において地方一般財源総額を確実に確保すること。

新・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や経済・雇用対策は、令和3年度以降継続して必要と考えられるが、これらの財政需要については、他の歳出を削減することなく、特別枠として措置されるべきである。

また、その規模は、リーマン・ショックの影響を上回ることが危惧されることを鑑み、地域活性化・雇用等臨時特例費以上の規模を確保するとともに、その財源は国の別枠加算で措置するなど、地方一般財源総額(水準超経費除き)の増額を図ること。

【平成22年度地方財政計画（リーマン・ショック：H20.9）】

・財源不足額	18.2兆円（過去最大）
・地方一般財源総額（水準超経費除き）	58.8兆円（+1.0兆円）
・別枠加算（地域活性化・雇用等臨時特例費）	1.0兆円

新・ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化に伴う地方税収の大幅な減少で、留保財源もかつてないほど大幅に減少することが危惧される。

留保財源は、地方財政計画に計上された標準的な歳出の中で、基準財政需要額では捕捉しきれない経費の財源に活用されていることから、その大幅な減少は地方団体の財政運営に大きな影響を与えるものである。

国は、令和3年度の大幅な留保財源の減少に対して、地方財政法第5条の特例としての地方債を創設すること等により確実に措置すること。

【特例地方債の内容】

- ・発行可能額は地方税の減収見込額の25%相当額
- ・税の振り替わりの性格を持つものであることから、地方財政法第5条の特例として、一般財源として取り扱うとともに、元利償還金については、その全額を後年度交付税措置
〔臨時財政対策債は、交付税の振り替わりであり、一般財源総額のうち留保財源の減少分を補填するものではない。〕

(2) 減収補填債の対象拡充

- 令和2年度以降の地方税収はかつてない大幅な減収が予測されていることから、地方交付税制度における減収補填の対象となっていない地方消費税等の税目についても減収補填債の対象とするなど、必要な補填措置を講じること。

また、減収補填債として措置する場合には、特例債とするとともに、元利償還金に対して交付税措置を行うこと。

【地方消費税の令和2年度減収見込み】

・ 本県：120億円、全国：4,758億円

【減収補填債の対象税目の変遷】

年度		H9	H10	H11～H18	H19	H20	H21～
対象税目	法人税割	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	法人事業税	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	地方法人特別譲与税	—	—	—	—	—	◎ (H21から譲与開始)
	所得割				○		
	利子割	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	不動産取得税	○					
	地方消費税		○				

※◎は交付税措置あり、○は交付税措置なし（資金手当債）（注）

（注）景気低迷などにより基準財政収入額の算定基礎となった標準的な地方税の収入見込額に

比して実際の税収が下回ることが見込まれる場合、資金手当債として年度途中に対象税目に追加

(3) 緊急防災・減災事業債の対象拡充

- 新**・地震・津波や風水害等への対応や、新型コロナウイルス感染症対策で新たに判明した課題に対応するため、庁舎や公的施設における感染防止のための改修、感染症蔓延期の対策業務を遂行するためのテレワーク環境の整備、庁内・行政組織間でのネットワーク環境システムの整備等にも活用できるよう、緊急防災・減災事業債の対象事業を拡大するとともに、令和2年度までの事業期間を延長し、地方債計画額（令和2年度：5,000億円）の拡充を図ること

5 ポストコロナ社会を見据えた地域づくり等

(1) 多極分散の国土構造への転換

【内閣官房、内閣府】 P26

東京一極集中は、地方の衰退を招くだけでなく、少子化の加速、災害・感染症対策などの危機管理の観点からも是正する必要がある。

この度の新型コロナ禍では、東京等の大都市部に人口が集中する我が国の脆弱性を浮き上がらせた。その一方で、テレワークなどの新たな働き方や地方での暮らしの再評価等、密から疎への動きなどが生まれた。

こうした動きを捉え、東京一極集中から多極分散の国土構造へと転換するためにも、中央省庁の地方移転はもとより、人と企業の地方分散を促進する大胆な施策を国の責務として立案、実行すること。

＜本県の社会移動の状況（総務省 住民基本台帳移動報告、日本人）＞

- ・ R1 転入超過数：▲7,260人、全国44位（H30：▲6,088人、全国41位）
（東京圏に対する転入超過数）

	H29	H30	R1
東京圏(注)	▲7,356人	▲8,102人	▲8,716人
（うち東京都）	（▲4,742人）	（▲5,260人）	（▲5,465人）

注：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

（世代別の転入超過数）

	H29	H30	R1
0～19歳	217人	767人	475人
20～29歳	▲5,991人	▲6,690人	▲7,098人
30～39歳	▲ 694人	▲ 27人	▲ 542人
40歳以上	▲ 189人	▲ 138人	▲ 95人
計	▲6,657人	▲6,088人	▲7,260人

①東京圏への立地規制の制度化【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】 P26

- ・ 本社機能の集中が若者の東京一極集中を加速していることから、地域大学振興法により東京23区の大学の定員増を原則10年間禁じる措置と同様に、一定規模以上の本社や工場、事務所等の東京圏への新規立地(移転を含む。)を抑制する制度を創設すること

②地方振興を促進する立法措置

【内閣府、総務省、国土交通省】 P26

- ・ 高度経済成長期には国土の均衡ある発展を目指して、「新産・工特」と呼ばれる新産業都市と工業整備特別地域の指定制度等による集中投資が行われ、東京一極集中の是正に一定の効果が見られた。

こうした分散型政策の理念を活かし、大胆な規制緩和や税制優遇等により投資を集中させる特別な拠点地区を設定するなど、地方の成長を促進する枠組みを創設すること。

③地方拠点強化税制の充実

【内閣府、経済産業省、厚生労働省】 P26

ア 施設整備計画の認定要件の適正化

- ・ 税制上の優遇措置を受けるために必要な施設整備計画の従業者数に関する認定要件は、移転先のみの増加数とすること

【現行の地方拠点強化税制の問題点】

- ・ 本社機能の移転は経営合理化の面から実施されることが多いため、法人全体の従業者数の増加を要件とすることは適切でない。(現行の増加数の要件：大企業5人以上、中小企業2人以上)

イ オフィス減税等の拡充

- ・オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど、大幅に拡充すること
- ・本社機能の移転・拡充に伴う雇用に促進するため、平成30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること
- ・本社に隣接する基幹工場など、本社機能と一体としてみなすことができる施設についても、対象とすること

<地方拠点強化税制の概要>

区分	内容	
地方に所在する本社機能の拡充（拡充型）	オフィス減税	建物、附属設備（空調等）、構築物（駐車場等）を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
	雇用促進税制	雇用増1名につき30万の税額控除（最大）
	※ 併用は不可	
東京23区から地方へ本社機能を移転（移転型）	オフィス減税	建物等（拡充型と同じ）の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
	雇用促進税制	雇用増1名につき初年度50万円 + 上乗せ分40万円×3年の税額控除（最大）
	※ 併用は原則不可（上乗せ分40万円のみ併用可）	

・本県：13社認定(R1まで)。いずれの企業も両優遇措置の併用を希望（うち1社は併用活用済み）

ウ 雇用促進税制の適用における従業員数に関する要件の緩和

- ・雇用促進税制の適用要件は、法人全体の本社機能に従事する従業員の増加数を引き下げるなど要件を見直すこと（大企業、中小企業とも2人以上→中小企業は1人以上）

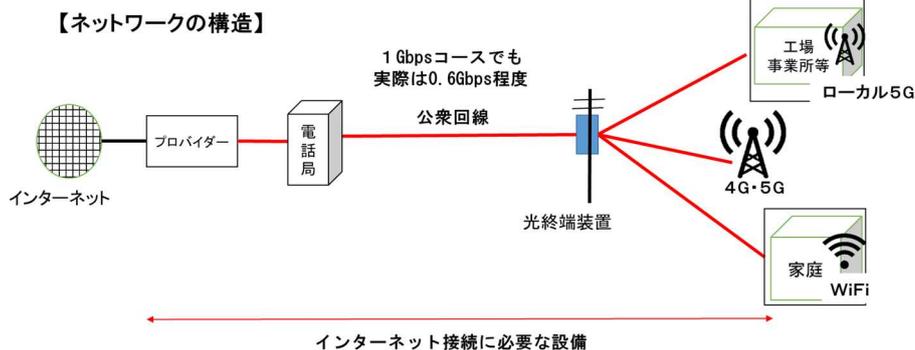
(2) 情報通信基盤の強化等

【内閣府、総務省】P27

- 新**・5Gをはじめ、IoTやビッグデータ、AI、ロボット、ドローン、自動運転など Society5.0 を実現する未来技術の社会実装を強力に推進すること
- 新**・上記に伴うデータ通信量の増大に対応し、通信サービス事業者や都市部・郡部の違いに関わらず、すべての家庭・事業者がいつでも1Gbps(※)以上の大容量高速通信ができるよう、国の重要インフラとして位置づけた上で、国の責任において、情報通信基盤整備を一層強化すること
(※ 1Gbps：ブロードバンドインターネット接続サービスの基本単位である通信速度)

【提案の背景】

- ・情報通信技術の発展は、都市部に限らず多自然地域など地域活性化のための重要なインフラとなるものである。
- ・しかし、多くの1Gbps接続サービスはベストエフォート型(想定する最大速度)であり、実効最大速度はこれを下回る。(概ね0.6Gbpsとの公表あり。通信事業者や都市部・郡部の違い、戸建て・集合住宅の別、通信時間帯などにより、更に下回ることもある。)
- ・5G等の無線通信でも幹線は公衆回線(光ファイバー)を利用するため、公衆回線を増強することが不可欠である。通信基盤を社会インフラに位置づけ、①大容量高速化のための研究開発、②高機能の各種設備の社会実装について、国の責任で推進すべきである。



①早期の「富岳」本格稼働

- 新**・試行的運用(R2.4～)により実施した新型コロナウイルス対策のための飛沫シミュレーションや治療薬候補同定等において、「富岳」の最先端の能力が活用されたことを踏まえ、早期の本格稼働を図ること

<新型コロナウイルス感染症対策の飛沫シミュレーション 中間報告(R2.6.3)>

- ・咳などの飛沫シミュレーションを行ったところ、現在推奨されている2mの間隔を空けたとしても、対面の人には飛沫が大量に吹きかかることが判明
- ・マスクの検証では、顔との隙間から飛沫が溢れでるものの、遠くまでウイルスを拡散させない効果は大きいことが判明

<新型コロナウイルスの治療薬候補同定 中間報告(R2.7.3)>

- ・分子シミュレーション(分子動力学計算)により、2,128種の既存医薬品の中から、新型コロナウイルスの標的タンパク質に高い親和性を示す治療薬候補を探索・同定
→ 数十種類の候補薬を選択

<TOP500世界ランキング1位獲得>

- ・毎年6月と11月に公表されるスーパーコンピュータの計算速度ランキング「TOP500」において、日本勢として9年ぶりに世界1位を獲得
- ・計算速度のほか3部門でも世界1位を獲得し(史上初の4冠)、汎用性の高さも証明

②(公財)計算科学振興財団を活用した産業利用の促進

P28

- ・「富岳」に産業利用者が円滑に移行できるよう、ユーザーにとって使いやすいソフトウェアの開発・普及を同時に進めること
- ・産業界における「富岳」の利活用や成果創出を促進するため、申請手続の簡素化や柔軟な利用料金体系の設定、ユーザー開拓、人材育成の強化、ビッグデータ・AI分野での活用促進など、「京」における(公財)計算科学振興財団の実績やノウハウ、ネットワークを最大限に活用し、「京」よりも利便性の高い産業利用制度を構築・運用すること

【提案の背景】

- ・「富岳」は、計算能力や画期的な成果の創出、ユーザーの利便・使い勝手の良さ、消費電力性能の総合力で世界最高水準のスパコンであり、創薬や防災、ものづくり等のシミュレーションに加え、ビッグデータ・AIの計算基盤としての利活用が期待されている。

<「富岳」の整備スケジュール>

年度	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31/R1)	2020年度 (R2)	2021年度～ (R3～)
「京」	運用 (2012年9月～)					運用停止 (2019年8月)	「富岳」への入れ替え	
「富岳」	基本設計		試作・詳細設計			製造(量産)	設置・調整	運用

③ 「FOCUSスパコン」 増強に対する財政支援

P29

- ・「富岳」の産業利用の裾野拡大に不可欠なステップアップ機である「FOCUSスパコン」について、必要な性能（現行の10倍程度の速度、クラウド利用機能）を確保できるように、機能強化への財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・「富岳」の産業利用の成果を最大化するためには、産業界のスパコン利用者が高度な機能を持つ「富岳」を十分に利用できるよう、「FOCUSスパコン」を増強し、「富岳」へのステップアップ支援を行う必要がある。
- ・国では、「富岳」をSociety5.0の基盤とするため、「富岳」のクラウド利用を促進する基本方針を示しており、「FOCUSスパコン」においてもクラウド利用を推進し、「富岳」につなげる必要がある。
- ・この度の新型コロナウイルス感染症により企業活動が大幅に制限される中、シミュレーションによる研究開発手法の評価等により「FOCUSスパコン」は大きく利用を伸ばしており、今後の企業活動の復活や新たな働き方への寄与も期待されている。

(4) 起業・創業の活性化

① 「スタートアップ支援・エコシステム グローバル拠点都市」の形成に対する支援

【内閣府、経済産業省】P148

- 新**・六甲山へのITベンチャーの拠点形成や、スタートアップビザ制度を活用した外国人起業家受入のための相談・支援体制の整備など、「スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」の選定を受け、優れたスタートアップの集積を更に推進する取組に対して、新たな補助金を創設するなど財政支援を行うこと

- 新**・新型コロナウイルス感染症の影響でリスクマネー供給が減少する中、スタートアップの資金需要に応えるため、県市協調で組成する投資ファンドへの中小企業基盤整備機構による出資の弾力化(※)を行うこと

※ 中小企業基盤整備機構による投資ファンドへの出資条件

- ・中小企業基盤整備機構を含む公的機関の出資額がファンド全体の1/2以下
- ・「ひょうご新産業創造ファンド」(H23.8~R3.6)におけるIPO実績が1件以上
- ・「ひょうご新産業創造ファンド」での出資額が毀損しない程度の運用実績

[「内閣府スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市」の選定]

- ・内閣府が進める「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係る募集において、神戸商工会議所、兵庫県、神戸市、大学、民間組織等で構成する「ひょうご・神戸スタートアップ・エコシステムコンソーシアム」が、大阪、京都の各コンソーシアムと連名で申請し、本年7月14日、「グローバル拠点都市」に選定された。
- ・京阪神が連携することで、多様かつ力強いシナジー効果を発揮し、関西の将来、日本の将来を担う真の「グローバル拠点都市」の形成を目指す。

② UNOPS・GIC Japan (Kobe) に対する支援

【内閣府、経済産業省】P148

- 新**・県・神戸市で誘致したUNOPS・GIC Japan (Kobe) の運営について、新たな補助金を創設するなど財政支援を行うこと

※ UNOPS・GIC Japan (Kobe)

- ・スタートアップが有する高度なテクノロジーを活用し、SDGsの課題解決につなげる国連プロジェクト・サービス機関(UNOPS)のグローバル・イノベーション・センター

③新事業・次世代産業分野等への進出支援

【経済産業省】P148

- 新**・起業プラザひょうごを拠点に活動する起業家をはじめ、地域で活動する起業家が事業の拡大や首都圏・海外等への販路拡大をめざす際に活用できる新たな補助金を創設するなど財政支援を行うこと

＜本県の取組：新たな事業・サービスの創出支援＞

新たな事業・サービスを創出する起業家に、コワーキング、オフィス等の働く場の提供や、起業に関する相談やイベントを行う起業プラザひょうご（神戸・姫路・尼崎）を運営

- 新**・次世代ものづくり産業において世界的に注目されている金属3D積層造形技術及び国産金属3Dプリンタについて、より一層の普及を図る必要がある。このため、本県では、金属素材製造・加工産業の高付加価値化を図り、新素材の研究・開発を行う拠点として、平成31年4月に金属新素材研究センターを開設し、電子ビーム型とレーザービーム型の2種類の国産金属3Dプリンタを導入した。

同センターの運営や、同センターを拠点として産学連携により取り組む「ひょうごメタルベルトコンソーシアム」の研究・開発について、新たな補助金を創設するなど財政支援を行うこと。

【提案の背景】

- ・金属3D積層造形技術は、次世代のIoT技術に適合しやすい画期的な金属造形技術として注目を集めている。近畿経済産業局による「3D積層造形によるモノづくり革新拠点化構想」など、実用化に向けて開発・研究が進められているが、日本の技術は世界に遅れている。
- ・海外メーカーの金属3Dプリンタは、材料粉末が指定され、新素材開発に支障が生じるほか、指定企業とのメンテナンス契約を締結する必要があり、使用データやノウハウが、海外に流出する懸念がある。

④航空産業非破壊検査員の育成に対する支援 【厚生労働省、経済産業省】 P149

- 新・国の航空機産業の競争力強化に必要な、航空産業非破壊検査員の育成を産業政策、雇用政策の両面から推し進めるため、非破壊検査員養成講習の受講に対する助成金等の支援を拡充すること
- 新・非破壊検査員資格取得に必要なOJTを受け入れる企業が増えるよう、指導にあたるスタッフの人件費助成等、効果的な施策を講ずること

【提案の背景】

- ・ 非破壊検査養成訓練に係る受講料について、県内企業はひょうご次世代産業高度化プロジェクト「航空機分野人材育成支援事業」により、全額を補助している。(財源：全額国庫)
 一方、県外企業は、厚生労働省「人材開発支援助成金」の活用が可能であるが、受講料の一部(3割)を補助するにすぎない。
 (参考：受講者(H29からの合計)：38人(うち県外20人))
- ・ 中小企業が国内で国際基準に準拠した航空産業に係る非破壊検査技術者の資格を取得するには、有資格者のいる企業においてOJTを受講する必要があるが、受け入れ企業が少なく、資格取得の障害となっている。

【航空産業非破壊検査トレーニングセンターの概要】

- ・ 航空機産業における非破壊検査員を養成することを目的として、2017年11月、県立工業技術センターに航空産業非破壊検査トレーニングセンターを開設
 ※ 国際認証規格(NAS410)に準拠した訓練機関としては、国内初
- ・ 非破壊検査のうち浸透探傷(PT)、磁粉探傷(MT)、超音波探傷(UT)のトレーニングを実施(講習費用)

区分	基礎講習	応用講習	計
浸透探傷(PT)	235,000円	141,000円	376,000円
磁粉探傷(MT)	380,000円	290,000円	670,000円
超音波探傷(UT)	447,000円	205,000円	652,000円

(5) 新たな働き方に向けた環境整備 【厚生労働省】 P29

- 新・フリーランスのほか、ギグワーク(空いている時間を利用して単発の仕事を請け負う働き方)、副業など従来の雇用関係によらない新たな働き方やテレワーク、ワーケーションなど時間や場所の自由度を高める働き方を推進するため、労働法制や社会保障制度の整備、新たな助成制度の創設などの環境整備に取り組むこと

【複数就業者に対する国制度の問題点】

① 労災保険給付

労働不能や死亡により失われる稼得能力は、複数の事業所から支払われる賃金の合算分であるにもかかわらず、実際に労災保険から給付がなされ、稼得能力の補填がなされるのは一の事業所において支払われていた賃金に見合う部分に限定される。

② 雇用保険

同一の事業主のもとで、週所定労働時間 20 時間以上であれば雇用保険は適用されるが、20 時間未満であるときは、複数の雇用関係を合算して週所定労働時間が 20 時間以上となっても雇用保険は適用されない。

③ 社会保険(医療保険、年金保険)

複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても適用要件を満たさない場合、労働時間等を合算して適用要件を満たしたとしても、社会保険は適用されない。

(6) 遠隔診療の推進

【厚生労働省】 P31

- 新・新型コロナウイルス感染症が終息するまでの間の時限的措置として認められたオンラインによる診療の実績・課題、技術革新の状況などを踏まえ、安全性・必要性・有効性の観点から、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月策定）の見直しも含め、医師、患者及び関係者が安心できる適切なオンライン診療の普及を推進すること

(7) 学校のICT環境の整備

【文部科学省】 P29

- 新・学校のICT環境整備及び更新に係る地方財政措置を引き続き継続するとともに、現在、地方財政措置が講じられていない維持管理費についても措置すること
- 新・今後必要となるVR・AR技術などの先端技術の活用や校外ネットワーク通信の高速大容量化の導入に向け、地方財政措置の充実を図ること

【提案の背景】

- ・「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」の地方財政措置には、システム保守料やサポート料等、情報機器の高額なランニングコストについては、講じられていない。
- ・新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(文部科学省)を実現させるため、ビッグデータの活用、AIドリル、VR・AR技術等の導入経費が必要となるが、地方財政措置が講じられていない。

(8) マイナンバーの活用

【総務省、厚生労働省】 P30

①利用可能事務の拡充

- ・経済対策としての活用や住民サービスの更なる向上に向け、①社会保障 ②税 ③災害対策に限定されているマイナンバーの利用について、利用できる事務を拡充すること

②マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限延長

- 新・マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)にあわせて延長すること
- 新・電子証明書の有効期間の延長が難しい場合は、パソコンやスマートフォンによるオンライン申請、または住民票の写しを交付するコンビニエンスストア(住民票データとの突合が可能)や郵便局等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きができるようにすること

③健康保険証としての利用開始に向けた対応

- ・令和3年3月から、医療機関の運営の効率化にも資するマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始される。

しかし、健康保険証の資格確認をオンラインで行うための顔認証付きカードリーダー等の各医療機関への配布が上限3台とされており、各医療機関のシステム改修に要する経費への補助(上限:105万円)も限定され、医療機関の持ち出し負担が懸念される。

このため、速やかに必要数を確実に配布するとともに、医療機関に対する十分な財政支援を行うこと。

II 安全な基盤の確立

1 防災・減災対策の推進

(1) 防災・減災、国土強靱化推進のための3か年緊急対策の延長等

【内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】 P32

本県では、従来から津波防災インフラ整備計画や第3次山地防災・土砂災害対策計画、地域総合治水推進計画などの分野別計画を策定し、南海トラフ地震や豪雨災害等への備えを強化してきた。

「防災・減災、国土強靱化推進のための3か年緊急対策」によって、より早期の取組が可能となったが、令和3年度以降にも取組むべき計画があることや令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、新たな枠組みの創設等について以下のとおり提案する。

- ・ 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(国補助事業)及び緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)の事業期間を延長すること
- ・ その際には、緊急的な対策のみならず、長期に及ぶ大規模で抜本的な対策を行う事業が対象となるよう、十分な事業期間を確保すること

(抜本的な対策(例))

○人口集積地大規模河川対策(武庫川)

事業期間：H23～R12年度、総事業費：約420億円(R2以降 約190億円)

○地震・津波対策(福良港湾口防波堤)

事業期間：H26～R5年度、総事業費：約111億円(R2以降 約54億円)

【提案の背景】

- ・ 現行の緊急対策では、対象事業が平成30年の重要インフラの緊急点検結果等を踏まえて緊急に実施すべき対策に限定され、事業期間が令和3年度以降に及ぶ大規模で抜本的な事業は対象外となっている。

<本県分野別計画におけるR3年度以降の残事業費>

計画名	期間	R3年度以降の残事業費 (現計画の残事業費)
津波防災インフラ整備計画	H26～R5年度	122億円
日本海津波防災インフラ整備計画	R1～R10年度	26億円
ひょうご道路防災推進10箇年計画	R1～R10年度	295億円
地域の防災道路強靱化プラン	H26～R5年度	707億円
第3次山地防災・土砂災害対策計画	H30～R5年度	390億円
地域総合治水推進計画 (河川対策アクションプログラム)	R2～R10年度	(策定中)
兵庫県高潮対策10箇年計画	R1～R10年度	287億円
第2次ため池整備5箇年計画	R1～R5年度	225億円

<本県予算>

(単位：億円)

区分	H30	R1	R2	計
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(国補助事業)	316	207	253	776
緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)	—	183	120	303
合計	316	390	373	1,079

※ H30, R1：最終予算、R2：当初予算

(2) 南海トラフ地震等に備えた地震・津波対策の推進

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】 P37

- ・本県が策定した「津波防災インフラ整備計画」及び「日本海津波防災インフラ整備計画」に基づく対策に必要となる予算を確保すること

<津波防災インフラ整備計画>

・計画期間：H26～R5年度 ・総事業費：約640億円 (単位：億円)

事業内容	概算事業費
レベル1 津波対策(100年に1回程度の津波) ⇒ 【津波の越流を防ぐ】	
津波防御対策	358
(防潮堤等の高さの確保)	(213)
(防潮堤等の健全性の保持)	(118)
(陸閘等の迅速・確実な閉鎖)	(27)
避難支援対策	3
レベル2 津波対策(最大クラスの津波) ⇒ 【浸水被害を軽減する】	
既存施設強化対策	221
(防潮堤等の越流・引波対策)	(60)
(防潮堤等の沈下対策)	(131)
(防潮水門の耐震対策)	(30)
津波被害軽減対策(防潮水門の下流への移設、排水機場の耐水化)	55
合 計	約640

※ 重点整備地区 ・淡路地域：福良港、阿万港、沼島漁港、洲本地区
 ・尼崎西宮芦屋港：尼崎地区、鳴尾地区、西宮・今津地区

<日本海津波防災インフラ整備計画>

・計画期間：R1～R10年度
 ・総事業費：56億円 (河川堤防整備：17億円、防潮堤等整備：14億円、
 水門耐震化：1億円、防波堤の沈下対策：24億円)

(3) 河川の事前防災対策

①河川の事前防災対策の推進

【国土交通省】 P45

- ・本県が今年度策定する「河川対策アクションプログラム(R2～R10)」に基づく河川改修や堤防強化などの事前防災対策の取組について、必要な予算の確保や3か年緊急対策の延長等における重点項目とするなど、積極的な支援を行うこと

②河川中上流部の局所的な治水安全度向上対策の推進

【国土交通省】 P45

- ・河川中上流部のうち治水安全度の低い箇所における局所的な治水安全度向上対策に対する補助制度を創設すること

<本県の河川中上流部治水対策事業(河川対策アクションプログラムの内数)>

区 分	R1補正	R2	R3	R4	R5	合計
整 備	16箇所	16箇所	16箇所	16箇所	16箇所	80箇所
金 額	6億円	6億円	6億円	6億円	6億円	30億円

(4) 治水対策における既存ダムの活用

【国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省】 P45

- ・事前放流の実施体制が整備されていない多目的ダムや利水ダムがあることから、一級水系に加え二級水系においても事前放流の実施を徹底させること
- 〔多目的ダム：洪水調節機能と水力発電・上水道・工業用水のいくつかの利水機能を兼ね備えているダム
利水ダム：水道水、工業用水、農業用水などに利用するためのダム〕
- ・事前放流の積極的導入を促すため、降雨予測技術の向上や水位が回復しない場合の損失補填制度の対象を拡充すること

【提案の背景】

- ・国土交通省の「事前放流ガイドライン」の対象に利水ダムも追加されたが、事前放流の実施には、利水容量を確実に回復させるための降雨予測技術の向上と回復しなかった場合の対応が必要である。
- ・令和2年度に、一級河川の利水ダムの事前放流に対する損失補填制度が創設されたが、対象となっていない県管理の多目的ダムと二級河川の利水ダムについても国が損失を補填することで、より積極的な事前放流が可能となる。

(5) 山地防災・土砂災害対策の推進

【農林水産省、国土交通省】 P47

- ・本県の「第3次山地防災・土砂災害対策計画」に基づく、治山事業、砂防関係事業が着実に推進できる予算を確保すること
- ・治山ダムや砂防堰堤等の既存施設の老朽化対策、機能強化対策を着実に推進できる予算を確保すること
- ・公共事業の対象箇所を拡充すること

例 [砂防・土石流対策]

現行：①保全人家50戸以上 または ②公共施設(官公署、学校、病院、鉄道、国道・県道等)や地域防災計画に位置付けられている避難所

提案：公共施設等が存在しない場合においても、保全人家5戸以上まで対象を拡大

[砂防・急傾斜対策]

現行：(1)がけ高さ10m以上で、①保全人家10戸以上 または ②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署 等

(2)要配慮者利用施設がある場合、がけ高さ5m以上かつ保全人家5戸以上
提案：(1)の場合においても、がけ高さ5m以上かつ保全人家5戸以上まで、対象を拡大

<第3次山地防災・土砂災害対策計画 (H30～R5年度) >

区 分	整備目標 (着手箇所数)			合 計
	砂防事業	治山事業	緊急防災林	
人 家 等 保 全	390	438	—	828
流木・土砂流出防止	—	240	—	240
災害に強い森づくり	—	—	55	55
合 計	390	678	55	1,123

※局地的豪雨の増加等を踏まえ、県単独事業を前倒して実施

(6) 高潮対策の推進

【農林水産省、国土交通省】 P53

- 平成30年台風第21号により浸水した地区の再度災害防止対策や、「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づく全県での防潮堤・河川堤防の嵩上げ等の高潮対策について、必要な予算を確保すること

<再度災害防止対策>

- 事業期間 平成30年度～令和3年度
- 主な箇所 芦屋市・南芦屋浜(護岸等の嵩上げ)、西宮市・甲子園浜(防潮堤の改良、嵩上げ)
神戸市・高橋川(堤防嵩上げなど)
- 総事業費 約121億円

<兵庫県高潮対策10箇年計画(R1～R10)>

- 平成30年台風第21号により浸水した地区以外についても、兵庫県高潮対策10箇年計画に基づき、計画的に高潮対策を推進

※ 国、市町や民間の管理施設についても情報提供を行い、同様の取組を促す。

(7) ため池改修等の推進

【農林水産省】 P50

- 令和2年6月に制定された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の趣旨を踏まえ、災害に強いため池への防災工事(廃止を含む)を計画的に進めるため、兵庫県「第2次ため池整備5箇年計画」に基づき、必要な予算を確保すること

<「第2次ため池整備5箇年計画(R1～R5年度)」着手箇所数:730～830箇所、総事業費:370億円>

区分	特定ため池 ^{※1} 総数	うち 要改修 (廃止)箇所 (計画時点)	[第2次]	[第2次]	
			着手数 (箇所)	総事業費	
県営 (受益2ha以上)	改修	5,900	717	350	283億円
市町営 (受益2ha未満)	改修	3,200	160	80	32億円
	廃止	—	300～400	300～400	12億円
計画策定(測量・土質調査等)		—	—	—	43億円
計		9,100	1,177～1,277	730～830	370億円

(参考) 第1次ため池整備5箇年計画(H27～H30年度^{※2})

270箇所

211億円

※1 特定ため池：決壊によりその周辺の区域に人的・物的被害を及ぼすおそれがあるものとして、知事が指定するため池

※2 平成30年7月豪雨により、全国で多くのため池が決壊したことを踏まえ、1年前倒して第2次計画を策定したことから、第1次計画の実績は4箇年となっている。

<防災重点ため池に係る防災工事の推進に関する特別措置法の概要>

- 国が策定した基本指針を基に、都道府県が防災重点ため池を選定し、防災工事の実施優先度を定めた「防災工事推進計画」を策定する。
- 都道府県は、防災工事を行う市町村等に対し、技術的な指導、助言等を行う。
- 推進計画に基づく防災工事及び市町村への指導等の費用に対して、国は財政措置・地方財政措置を行う。
- 防災工事を集中的に進めるため、R12年(2030年)までの時限立法とし、施行後5年で検証する。

(8) 兵庫県庁舎等再整備への財政措置

【総務省】 P35

新・ 阪神・淡路大震災により兵庫県庁舎は大きな被害を受けたが、復旧・復興事業において被災地の生活者・事業者支援を優先し、これに伴う厳しい財政環境も踏まえ、最低限の補強耐震工事をしたのみで現庁舎をそのまま活用してきた。しかしながら、耐震性がほぼないことが明らかになったことや築 50 年を経過し老朽化が進んでいることから、南海トラフ地震を控え、庁舎等の再整備を予定している。

県庁舎は、災害発生時の対策活動の広域拠点となるものであることから、緊急防災・減災事業債や公共施設等適正管理推進事業債等の交付税措置率の高い起債の充当対象とするなど、県庁舎の建替に関する財政措置を講じること。

【提案の背景】

- ・ 近い将来発生が予想される南海トラフ地震において、洲本市及び南あわじ市は国が指定する「南海トラフ地震津波避難対策特別地域」に指定されている。また、県庁舎が所在する神戸市は、南海トラフ地震で最大震度 6 強が予想され「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。
- ・ 公共施設等適正管理事業債や緊急防災・減災事業債では、県庁舎再整備事業が対象事業に含まれておらず、多額の財政負担が発生する見込みである。
- ・ 市町村庁舎の建替は公共施設等適正管理推進事業債の対象となるものの、県庁舎は対象外となっている。

<兵庫県庁舎再整備事業の概要>

[現庁舎の状況]

区 分	1号館	2号館	別館	西館	議場棟	兵庫県民 会館	3号館	災害対策 センター
建築年度	S41.3 (築 53 年)	S45.12 (築 48 年)	S48.1 (築 46 年)	S40.6 (築 54 年)	S45.12 (築 48 年)	S43.5 (築 51 年)	H2.3 (築 29 年)	H12.3 (築 18 年)
耐震基準	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震	新耐震※	新耐震※

- [再整備の規模] ・行政棟：約 60,000 m² (28 階程度、別途駐車場が約 7,000 m²)
 ・議会棟：約 13,000 m² (別途駐車場が約 4,000 m²)
 ・県民会館：約 23,000 m²

※3号館、
災害対策C
は対象外

[概算事業費] 約 700 億円

- [スケジュール] ・R 元年度～R 3 年度 基本計画、基本設計
 ・R 3 年度～R 7 年度 実施設計、新庁舎整備、旧庁舎解体

(9) 緊急防災・減災事業債の対象拡大及び延長

【警察庁、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】 P36

- ・地震・津波や風水害等への対応に加え、新型コロナウイルス感染症対策で新たに判明した課題に対応するため、以下の事業等にも活用できるよう、対象事業の範囲の拡大、地方債計画額（令和2年度：5,000億円）の拡充を図るとともに、令和2年度までの事業期間を延長すること

- 地震・津波対策を推進するための防潮堤等の整備事業

- 砂防・治山・河川・港湾・海岸等の整備事業

- 道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業

- 耐震化に資する公共施設の建替事業

- 大規模災害時に拠点となる県・市町村庁舎や災害発生時に大量の警察力を迅速に動員するための警察待機宿舎・独身寮の整備事業

新○庁舎や公的施設における感染防止のための改修や、感染症蔓延期にも災害対策業務を遂行するためのテレワーク環境の整備、庁内・行政組織間でのネットワーク環境システムの整備（再掲）

(10) 災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築

【農林水産省、国土交通省】 P56

新・ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること

新・机上査定の手法として、Web査定の方法を構築すること

【国制度の問題点】

- ・実地査定は、災害が頻発する中、現地間移動等に時間を要することから1日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被災自治体にとって、準備が大きな負担となっている。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言等が発令されている場合には都道府県域を越える移動の自粛が求められ、災害査定の早急な実施が困難となり、災害復旧事業が遅れる恐れがある。

(11) 被災地(者)支援に関する制度の充実

①災害救助法の救助範囲の拡大

【内閣府】 P56

- ・災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与を行うための経費として、罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む。)に要する経費を災害救助費の対象とすること

【国制度の問題点】

- ・災害救助法では、救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の供与、②食品の供給、③埋葬などに限定されている。
- ・発災後、応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。
- ・H30年大阪府北部地震や7月豪雨、R1東日本台風等の大規模災害時には、被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査を迅速に実施するのが困難であり、周辺自治体からの応援が不可欠であることが改めて浮き彫りになった。

②被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大

【内閣府】 P58

ア 被災全地域への適用

- ・同一の災害により被害を受けたすべての地域を平等に対象とすること

【提案の背景】

- ・被災者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が一の都道府県で100世帯または市町村で10世帯以上発生したことなどが適用要件となっている。
- ・平成30年7月豪雨災害において、県内では神戸市や宍粟市は法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない地域が発生した。

イ 半壊、準半壊世帯への適用

- ・令和元年台風第15号による住宅被害を踏まえて対象が拡充された災害救助法に基づく住宅の応急修理と同様、全壊及び大規模半壊に加えて、半壊世帯及び準半壊世帯も支援対象とすること

(12) 防災体制の充実

①防災庁の創設

【内閣官房、内閣府】 P62

- ・過去の教訓を踏まえた調査研究や事前の防災対策のシナリオ化など、一連の災害対策を担う専門性を有した防災庁を創設すること

【提案の背景】

- ・防災・減災に関する科学技術の調査・研究が省庁縦割りで行われており、どのような研究が行われているか集約・整理されていない。
- ・各研究分野の連携・調整や防災対策ニーズとのマッチングなど、成果が国として一元的に活用されにくい。
※ 主な国の研究機関 防災科学技術研究所(文科省)、気象研究所(気象庁)、通信総合研究所(消防庁)、産業技術総合研究所(経済産業省)

②防災機能をバックアップできる双眼構造の確保 【内閣官房、内閣府、総務省】 P62

- ・防災機能の双眼構造を確保するため、防災庁の拠点は複数設置し、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること

2 持続可能な地域環境の創造

(1) エネルギー対策の推進

①FIT法手続の厳格化

【経済産業省】 P72

- ・太陽光発電施設や風力発電施設の設置の際、事業者には設置地盤等の安全性の確認や地域住民への事前説明の義務付けなど、FIT法に基づく事業計画認定手続を厳格化する法整備を行うこと
- ・特に、大規模な森林伐採や希少な野生動植物の生息・生育環境の改変を伴う施設であって、地域住民の理解を得られない施設に対して、厳格に対応すること

<本県の太陽光条例（太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例）の概要>

区分	内容
手続	・事前に近隣関係者へ説明の上、工事着手の60日前までに事業計画の届出を義務付け ・工事完了時、廃止時等にも届出を義務付け
届出対象	・事業区域の面積が原則5,000㎡以上の太陽光発電施設の設置工事 ・出力が原則1,500kW*以上の風力発電施設の設置工事(H30.10月に追加)
施設基準	・景観との調和及び緑地の保全、防災上の措置、安全性の確保、廃止後の措置、その他(保守点検・維持管理、動植物の保全)について基準化

*自然環境など特に保全すべき地域(特別地域)：500kW [R元年度 事業計画の届出実績：70件]

<県内における懸案事例>

区分	内容
太陽光	・姫路市内の県立自然公園を含む自然豊かな山林において、広大な森林伐採を伴う大規模施設(事業区域：約170ha、出力：約70MW)の設置計画あり ↓ ・防災面や自然環境破壊への懸念などから、地元住民の反対運動が起こった。 ・採算性の確保が困難との理由から事業を中止し、大規模開発要綱に基づく事前協議を取下げ
風力	新温泉町の山林において、森林伐採を伴う大型風力発電施設(基数：21基、出力：約92MW)の設置計画あり ※絶滅危惧種であるイヌワシが当該地域に生息しており、バードストライクが起こった場合、県内での絶滅につながる可能性が高い。

②太陽光発電事業の環境影響評価に関する規模要件の見直し

【環境省】 P73

- ・山林の伐採や斜面地の開発などにより、環境影響評価法の対象規模(出力40,000kW(100ha相当))より小規模な太陽光発電所が設置され、環境・防災上の様々な問題が顕在化していることから、より厳しい規模要件に見直すこと

<本県・太陽光発電所の新增設に関する自然環境調査と環境アセス手続>

区分	0.5ha以上(注) (森林伐採等を伴うもの)	5ha以上 (概ね2,000kW以上)	出力40,000kW以上 (概ね100ha以上)
根拠法令等	小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針 [県]	アセス条例 [県]	アセス法 [国]
手続・調査	自然環境調査 (調査結果報告書作成)	環境アセス手続 (環境アセス書作成)	環境アセス手続 (環境アセス書作成)
意見・指導	事業者へ指導	知事意見 (直接事業者へ)	知事意見 (国を通じて事業者へ)
適用	R2.3.10適用開始	R2.4.1施行	R2.4.1施行

注 太陽光条例の対象規模相当(たつの市など一部市町の区域は0.1ha)
三田市の市街地調整区域は、市条例許可対象の300㎡

(2) 海洋ごみを含むプラスチックごみ対策の推進

【環境省、経済産業省】

① 海洋ごみ対策の前提となる実態把握の早期実施

P82

- ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、環境に与える影響や発生源、排出量、流出経路などの実態把握を早期に行うこと

② プラスチック製品等の抑制・回収対策

P82

- ・ワンウェイ(使い捨て)プラスチックを、再資源化可能な紙などの素材や生分解性プラスチックに転換するために必要となる生産設備等の早期実用化に向け、技術開発を促進すること
- ・プラスチック製買物袋の有料化について、消費者及び小売業者の混乱を招くことなく買物袋の削減が徹底されるよう、有料化の対象外とされているバイオマスプラスチック等の買物袋についても、有料化の対象とすること

- 〔省令により有料化の対象外とされている買物袋〕
 - バイオマスプラスチックの配合率が25%以上の買物袋
 - 海洋生分解性プラスチックの配合率が100%の買物袋
 - 繰り返し使用の観点から厚さが50 μ m以上の買物袋

- ・海洋ごみになりやすいプラスチックの分別回収を徹底するため、小規模事業者にもペットボトル等の容器のリサイクル義務を課すとともに、事業者積極的に自主回収を行うよう働きかけること

【提案の背景】

- ・リサイクル義務の対象外となっている小規模事業者[※]についても、ペットボトル等の容器を製造・販売している場合には、義務を課し、リサイクルに要する費用を負担させるべきである。
 - 〔[※] 製造業等：売上高2億4,000万円以下かつ従業員20名以下
商業・サービス業：売上高7,000万円以下かつ従業員5名以下〕
- ・現行制度では、事業者は(公財)日本容器包装リサイクル協会(市町村が収集したもののリサイクルを実施)に委託料を支払うことで義務を果たせることになっているが、製造・販売を行う事業者の責任として回収・再生品化等を含めてリサイクルを自ら行うべきである。

(3) ニホンイヌワシ保護対策への支援

【環境省】P86

- 新**・絶滅危惧種であるニホンイヌワシ(国指定天然記念物)の保護を図るため、その生息エリアとして餌場となり、ヒナの飛行訓練域としても重要な上山高原のススキ草原等について、適切な維持管理が求められる。

しかしながら、生物多様性保全推進交付金(国内希少野生動植物種保全)による動植物生息環境の維持管理費に対する支援期間は原則3年間以内とされていることから、同要件を撤廃し、永続的に適切な維持管理を図ることができるよう、支援を拡充すること。

- 〔[※] 但馬地方に生息する絶滅危惧種ニホンイヌワシ(国指定天然記念物)の営巣地を調査したところ、県内で16年ぶりに1羽のヒナを確認、その後巣立ちも確認した。
〔日本イヌワシ研究会 イヌワシ繁殖成功率調査では、2015年度に全国で15組
(東北7、関東2、中部1、北陸5)が繁殖に成功〕〕

3 安全な地域づくり

(1) ボーガン（クロスボウ）に対する規制の強化

【法務省、警察庁】 P88

新・人体に危害を及ぼすおそれがあるため、ボーガン（クロスボウ）に対する規制を強化すること

<ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例(仮称) 要綱案>

県内でボーガンを凶器とした殺傷事件が立て続けに発生しているが、ボーガンは銃刀法の規制対象にはなっておらず、所持や使用に対する規制が十分とはいえない。

このため、早急にボーガン規制する条例を制定し、安全で安心な県民生活を確保することが必要との認識から、地域安全まちづくり審議会での審議を踏まえて、下記のとおり、条例要綱案を作成した。

(8/7～8/27 パブリック・コメント実施)

項目	内容
規制の対象	弦の引き重量が30ポンド以上のボーガン
取得の届出	取得者及び条例施行前からの所有者に対して、届出を義務づけ
使用者、所持者の義務	使用者、所持者の遵守事項を列記し、ボーガンの安全な使用と適正な管理を義務づけ
事業者の義務	販売にあたり、購入者の氏名等の確認及びボーガンの安全な使用と適正な管理についての説明を義務づけ
報告徴収及び立入検査	使用者、所持者、事業者を報告徴収及び立入調査の対象とする
罰則	条例の実効性を担保するために、以下の罰則を規定（5万円以下の過料） ・取得等の届出義務違反に対する罰則（条例施行前からの所有者も対象） ・報告徴収、立入調査の拒否等に対する罰則

(参考：青少年愛護条例にかかる有害玩具類への指定 (R2.6.5))

- ・玩具類販売店などによる青少年への販売・貸付を禁止
- ・違反した場合、30万円以下の罰金又は料金の罰則あり

Ⅲ 安心な暮らしの実現

1 子育て環境の充実

[2019年出生数 38,658人 (前年比: ▲1,645人)]

2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
44,706人	44,132人	42,198人	40,303人	38,658人

※ 初の4万人割れ

(1) 幼児教育・保育無償化の拡充

① 0～2歳児保育の完全無償化の実現

【内閣府、厚生労働省】 P99

- ・住民税非課税世帯を対象に、0～2歳児の保育料が無償化されているが、所得制限の一層の緩和など、すべての子どもの無償化を全額国庫で実現すること

[ひょうご保育料軽減事業の概要]

国の幼児教育無償化の対象とならない0歳から2歳児を対象に、月額5,000円を超える保育料に対して、以下の額を上限に保育料を軽減

区分	所得階層 (年収)		
	住民税非課税世帯	約360万円未満	約640万円未満
第1子	— (国無償化)	10,000円/月	—
第2子		15,000円/月	
第3子以降		15,000円/月	

② 幼児教育類似施設への対象拡大

【内閣府、厚生労働省、文部科学省】 P99

- ・幼稚園・保育所等と類似の機能を有する施設・事業(いわゆる「幼児教育類似施設」)の中には、自然教育や芸術教育を通して地域の幼児教育の質の向上や教育機会の確保に重要な役割を果たしている施設もある。

このため、幼児教育類似施設に関して、従事者の数・資格や活動時間数など国において基準を創設し、利用者無償化の対象とすること。

(2) 子育て世帯等に対する医療費・保険料の負担軽減

【厚生労働省】

① 国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止

P132

- ・医療費の自己負担に対する助成制度が医療費増大の一因と捉え実施している、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置(未就学児を除く)を廃止すること

【提案の背景】

- ・H30年度から未就学児に対する助成への国庫負担金減額調整措置が見直されたが、未就学児以外の者についても減額調整措置を廃止するべきである。

<本県の減額額(平成30年度)>

約21億円(未就学児に対する減額分を除く)

②子どもに関する国民健康保険の均等割保険料の廃止

P100

- ・高校生以下の子どもに関する国民健康保険の均等割保険料について、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、国保の制度設計とそれに伴う財源確保の責任、権限を有する国の負担により廃止すること

【国制度の問題点】		
・国民健康保険の均等割保険料については、所得のない子どもを含め被保険者数に応じて賦課されており、負担能力に応じた負担とする観点からは問題がある。		
<保険料の仕組み>		
国民健康保険料は、国民健康保険法に基づき、所得割、均等割、平等割を賦課するものとされ、保険者（各市町）ごとに金額を決定している。これらの合計額が保険料となり、世帯主が支払義務者となる。		
保険料	所得割	均等割
	(世帯加入者全員の前年所得額×所得割率)	(子どもを含む世帯加入者数×定額)
		平等割
		(一世帯あたり の額(定額))

2 高齢者への支援の充実

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年に向け、介護サービス利用者の増(+42,000人)が見込まれるため、施設介護だけでなく、在宅介護も含めた利用定員の拡大が急務

【2025年までの本県の高齢者人口の推移】

区 分	2019年実績	2025年見込	差 引
65歳以上人口	1,567千人	1,600千人	+ 33千人
うち、75歳以上	806千人	967千人	+161千人
介護サービス利用者(要介護1～5)	198千人	240千人	+ 42千人
介護サービス利用定員	229千人	248千人	+ 19千人

【介護サービス利用定員：+19千人の内訳】

介護サービス内容	利用定員		差 引
	2019年	2025年	
訪問介護・通所介護等	150,900	148,800	▲ 2,100
看護/小規模多機能型居宅介護	7,900	9,600	+ 1,700
定期巡回・随時対応サービス	950	6,000	+ 5,050
認知症高齢者グループホーム	7,300	9,400	+ 2,100
特定施設(サ高住等)	19,100	22,900	+ 3,800
特別養護老人ホーム	26,600	32,000	+ 5,400
介護老人保健施設等	16,600	19,300	+ 2,700
計	229,350	248,000	+18,650

【在宅介護サービスの充実】

24時間対応の「定期巡回・随時対応サービス」参入事業者 (R元年度末)

1,685法人中63事業所(3.7%)
《目標》2020年度：150事業所
2025年度：300事業所

《今年度の取組》

- ①介護支援専門員への普及啓発
- ②利用者への普及・利用促進
- ③事業者の参入促進(人件費助成)
- ④整備費の上乗せ等

在宅

施設

(1) 定期巡回・随時対応サービス事業者の参入促進

【厚生労働省】P106

①定期巡回・随時対応サービス事業者の参入促進

- ・定期巡回・随時対応サービスの介護分・看護分双方の報酬について、事業者の参入が促進される水準となるよう、さらに引き上げること
- ・看護分の報酬の引上げに際しては、一般の訪問看護サービスとの報酬単価差を解消又は縮小すること
- ・利用者からの暴力行為への対応が必要な場合など、利用者又はその家族等の同意を得て2人の看護師、訪問介護員等により訪問した場合、訪問看護や訪問介護と同様に加算制度を創設すること

【国制度の問題点】

- ・訪問看護の訪問回数が4回以上(要介護5は5回以上)になると、「定期巡回の訪問看護」の介護報酬が「単独の訪問看護」の介護報酬を下回る。

<介護報酬比較(30分以上1時間未満の場合)>

(要介護1~4)

訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	29,450	24,570	4,880
4		32,760	△3,310
5		40,950	△11,500
6		49,140	△19,960

(要介護5)

訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般の訪問看護	差額
3	37,450	24,570	12,880
4		32,760	4,690
5		40,950	△3,500
6		49,140	△11,690

<2名が訪問した場合の加算額>

- ・訪問看護(所要時間30分未満の場合)：2,540円/回
- ・訪問介護(身体介護が中心で、所要時間20分以上30分未満の場合)：2,480円/回

<本県の参入促進策の概要(R2年度以降に事業者指定を受けた場合)>

- i 人件費補助(負担割合：県1/2、市町1/2)
利用者を一定確保するまでの安定運営を支援するため、人件費の一部を補助(最大1年間)
・対象経費 単独事業所：11,448円、特養・老健併設：10,494円、サービス付き高齢者向け住宅・有料併設：5,724円

ii 整備費・賃料補助

区分	整備費補助	賃料補助(3年間)
補助上限額	総額3,780千円(7,560千円を超える整備費)	3,780千円
負担割合	県1/3、市町1/3、事業者1/3	

iii 訪問看護との単価差補助

- ・単独の訪問看護(回数制)と定期巡回の訪問看護(月額制)の報酬単価差は正のため、一定額を補助

要介護3(〳月・人)		要介護4(〳月・人)		要介護5(〳月・人)	
訪問4回	3,000円	訪問4回	3,000円	訪問5回	3,000円
訪問5回	11,000円	訪問5回	11,000円	訪問6回	11,000円
訪問6回以上	19,000円	訪問6回	19,000円	訪問7回	19,000円
		訪問7回以上	27,000円	訪問8回以上	27,000円

3 障害者への支援の充実

(1) 障害者支援の充実

【厚生労働省】

①必要な入所施設の整備

P116

- ・本年5月に示された国の第6期障害福祉計画(R3～R5年度)の基本指針では、引き続き、施設入所者の地域生活への移行と施設入所者数の削減(目標：R元年度末比▲1.6%以上)を進めることとしているが、障害者の高齢化や重度化により地域移行が困難なケースもあるため、以下について提案する。

○本人や家族の意向、地域の実情等を踏まえ、施設入所者数の削減ありきで検討を行わないこと

○地域の実情等を踏まえ、入所施設の新規整備や増設が必要と認められる場合には、社会福祉施設等施設整備費による支援を行うこと

②職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業の充実

P123

- 新**・高齢・障害・求職者雇用支援機構による研修を拡充し、支援計画を策定する「障害者職業カウンセラー」や、同計画に基づく困難性の高い障害者に対する支援及び訪問型ジョブコーチへの助言・援助を行う国の「配置型ジョブコーチ」を増員すること
- 新**・国の「訪問型ジョブコーチ」の増員を図るため、社会福祉法人等の職員に限定せず、障害者就労支援等の経験を有する個人も対象とするなど、制度を拡充すること

[本県の「ひょうごジョブコーチ推進事業」の概要 (R2年度新規事業)]

- ・国のジョブコーチの認定が可能な養成研修を実施し、兵庫型ジョブコーチを養成(養成対象者は、障害者就労支援等の経験を有する個人も対象)
- ・専任ジョブコーチと養成した兵庫型ジョブコーチを派遣し、障害者の就労・定着を支援(専任ジョブコーチ：2名配置、兵庫型ジョブコーチ：年間30名養成)



4 地域医療の確保

(1) 医師の地域偏在を是正する仕組みの構築

① 医学部「地域枠」入学定員(臨時定員)の継続設置 【文部科学省、厚生労働省】P125

- ・医師不足、医師の偏在是正のため、へき地等に一定期間勤務することを義務づけている地域枠について、依然として医師不足の著しい状況があることに加え、新たに地域の感染症対策を担う人材の育成という課題も生じたことから、現行どおり医学部臨時定員増とする措置を継続すること

【国制度の問題点】

- ・地域枠の入学定員(臨時定員)は、令和3(2021)年度まで都道府県一律に毎年原則10名を上限とされているが、現状においては医師の地域偏在を解消できていない。
- ・それにも関わらず、医師確保計画策定ガイドライン(H31.3)においては、令和4(2022)年度以降、臨時定員による地域枠を要請できる条件として、将来時点において医師が少数となる二次医療圏を有する県が、恒久定員の5割程度の地域枠を設置しても必要な地域枠を確保できない場合に限定された。⇒本県は要件に該当せず
- ・国が示す将来時点の必要医師数は、病院勤務医と診療所勤務医を分けずに推計されており、地域医療を担う公的病院等の勤務医の不足や、郡部において在宅医療を担う診療所勤務医の不足など、地域の実情を正確に反映していない数値である。
- ・また、医師偏在指標に基づく「医師少数都道府県」、「医師多数都道府県」、「医師少数でも多数でもない都道府県」の区分は、相対的な医師の偏在の状況を示すものであり、絶対的な医師数の充足状況を示しておらず、医師少数ではない都道府県においても医師不足の状況にある。
- ・国が医師確保対策として考えている都道府県内における医師の派遣調整、キャリア形成プログラムの策定・運用等については、地域枠で養成した医師を中心に行っており、確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。

<医師偏在指標>

神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	兵庫県	全国
304.0	258.1	207.1	181.2	190.5	193.1	185.6	191.6	244.4	239.8

- ・神戸と阪神医療圏以外は全国平均を下回っている状況であり、これらの地域を全国平均並にするためには、1,042人の医師が必要

(全国平均：239.8を下回る道県)

島根	宮城	鹿児島	福井	愛媛	神奈川	山梨	愛知	北海道	富山
238.7	234.9	234.1	233.7	233.1	230.9	224.9	224.9	224.7	220.9

山口	栃木	三重	群馬	宮崎	岐阜	長野	千葉	静岡	山形
216.2	215.3	211.2	210.9	210.4	206.6	202.5	197.3	194.5	191.8

秋田	茨城	福島	埼玉	青森	岩手	新潟
186.3	180.3	179.5	177.1	173.6	172.7	172.7

(2) 新専門医制度に対する懸念の払拭

【厚生労働省】 P126

- ・新専門医制度について、国と専門医機構の責任において諸課題を解決すること
 - ・その際には、毎年度のシーリングによる偏在是正の効果を詳細に検討し、地域の意見も十分に反映させたうえで、以下の措置を講じること
- 新**○シーリング数算定に当たり、過去3年間の平均採用数と必要数の差について、20%のみの削減とされているが、今後、将来の医師の年齢分布に配慮した上で、削減率を更に高く設定すること
- 連携プログラムについて、シーリング対象外都道府県における研修割合を引き上げるとともに、偏在が進んでいる外科・産婦人科についてもシーリングの対象とするなど、さらなる偏在対策を早急に講じること
 - 医師少数県では連携先候補の情報がなく、連携先の確保が困難となっているため、すべての医師少数県が連携プログラムに参加できるようにすること
 - 専攻医が各プログラムにおいて、どの研修施設で研修を行っているのかを把握し、データベースを構築すること。その実態検証を行い、シーリングの見直しなど、偏在是正のための有効な対策を検討し、都道府県等に対しても情報を公表すること

【国制度の問題点】

- ・2020年度専門研修プログラム定員では、シーリング対象外都道府県の連携施設において50%以上の研修を行う「連携プログラム」定員が新たに設置されたが、医師少数県等における医師研修の増加を図るため、研修割合の更なる引上げが必要
- ・新専門医制度開始に伴い、外科・産婦人科については東京都への専攻医の集中が高くなっている。
 [※ 東京都の専攻医(医籍登録3年目)の全国割合
 H28：外科14.6%、産婦人科21.3% ⇒ R1：外科17.9%、産婦人科29.6%]
- ・新専門医制度では基幹施設と複数の連携病院をローテートしながら研修を行うが、研修施設における専攻医数や研修期間の状況を把握する手段がない。

(3) 公立・公的病院等の再編統合に関する再検証要請への対応

【総務省、厚生労働省】 P128

- 新**・公立・公的病院等の再編統合に関する再検証の議論にあたっては、分析の視点として国が示した9領域における診療実績などに加え、新型コロナウイルス感染症への対応等の感染症対策やへき地における一般医療の提供などの役割についても、分析の対象として丁寧に検討すべきことを明確化すること

<再検証対象となる公立・公的医療機関等(県内16機関)>

圏域	対象医療機関	圏域	対象医療機関
神戸(2)	・ 県立リハビリテーション中央病院 ・ 国家公務員共済組合六甲病院	播磨姫路(4)	・ 県立姫路循環器病センター ・ 相生市民病院 ・ たつの市民病院 ・ 県立粒子線医療センター
阪神(1)	・ 国立病院機構兵庫中央病院	但馬(4)	・ 公立豊岡病院組合立豊岡病院出石医療センター ・ 公立香住病院 ・ 公立豊岡病院組合立豊岡病院日高医療センター ・ 公立村岡病院
東播磨(2)	・ 高砂市民病院 ・ 明石市立市民病院		
北播磨(2)	・ 加東市民病院 ・ 多可赤十字病院		
丹波(1)	・ 柏原赤十字病院		

注：厚生労働省は、対象医療機関を再精査しており、追加変更の可能性あり

※国の分析内容

対象	高度急性期・急性期病床を有する公立・公的医療機関（精神病院を除く一般病院）
分析	2次医療圏域ごとに、以下の視点で再検証の対象となる医療機関を抽出 ① 9領域（がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期・災害・へき地・研修派遣機能）で、特に診療実績が少ない ② 上記のうち6領域で、類似の診療実績を有し、かつ近接（車で20分以内）

5 健康づくりの推進

(1) がん対策の推進

①若年がん患者の妊孕性温存への支援

【厚生労働省】 P139

- 新**・治療の影響で生殖機能を失う恐れのあるがん患者について、妊孕性温存治療やその後の凍結保存継続のために必要な費用に対して助成する制度を創設すること

＜若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業（本県・R2年度新規事業）＞

- ・対象者 がん治療により、生殖機能低下または失う恐れがあると診断された43歳未満の者
- ・補助上限額

	対象治療	補助上限額
女性	卵巣組織の凍結	30万円
	卵子、胚の凍結	20万円
男性	精巣内精子の凍結	20万円
	精子の凍結	2万5,000円

- ・所得制限 前年の所得額400万円未満
- ・補助率 1/2（県1/4、市町1/4）

②乳がん検診の受診促進

【厚生労働省】 P139

- 新**・X線マンモグラフィと比較して、乳がん検出感度が高く痛みも少ない「マイクロ波を用いたマンモグラフィ」の普及を図ること

＜世界で初めてマイクロ波マンモグラフィの実現に成功＞

- ・近年、乳癌検診の世界標準であるX線マンモグラフィの有効性が問われている中、神戸大学発ベンチャーが、その課題を克服する世界最高性能の「マイクロ波を用いたマンモグラフィ」を発明
 - ※ 第1回日本医療研究開発大賞(内閣官房 健康・医療戦略室) 日本医療研究開発機構理事長賞 受賞
- ・検査時の痛みや被ばくリスクのない点が特徴。臨床研究では高い乳癌検出感度を示し、乳癌早期発見による死亡率低減に向けた、次世代の世界標準となる乳癌検診技術の基礎を築き、「乳癌の恐怖から女性を解放した社会」の実現に向けて大きく貢献
- ・現在、臨床研究を進め、今年度中には治験を開始する予定

- 新**・検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる連絡体制が十分に担保されている場合には、市町が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても、胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること

＜肺がん検診(胸部X線)との比較＞

種類	対象者	受診間隔	医師の立会い
肺がん検診(胸部X線)	40歳以上	年1回	不要(H26～)
乳がん検診(マンモグラフィ) ※ H28～：視触診は推奨しない	同上	2年に1回	必要

(2) 認知症対策の充実

① 認知症予防及び早期発見・早期診断者への支援強化

【厚生労働省】 P142

- 新**・認知症施策推進大綱の基本的な考え方として示されている予防について、「発症を遅らせ」「進行を緩やかにする」エビデンスの検証・普及に努めること
- ・特定健診の項目に認知症の評価項目を入れるなど軽度認知障害(MC I)等を早期発見するための仕組みや、早期診断された方の発症を遅らせる予防プログラムの開発、医療体制整備など、支援体制を構築すること

【提案の背景】

- ・認知症予防に関するエビデンスは未だ不十分で、早期発見されたMC Iの方への支援方法や体制が確立されていない。
- ・早期発見された本人・家族の不安軽減、認知症進行の予防、将来的な介護保険等制度活用に向けた備えができるなど、認知症(MC I)と診断されても安心した暮らしを続けていくためには、早期発見の仕組みづくり、予防プログラムの開発、医療相談体制等を国として整備する必要がある。

② 認知症の人による事故に起因する損害への賠償制度の創設

【厚生労働省】 P142

- 新**・認知症の人や家族が安心して暮らせるために、損害賠償責任に関する法整備や公的救済システムを構築すること

【提案の背景】

- ・認知症施策推進大綱(R1.6月)では、民間の損害賠償責任保険の普及と併せて、民間保険への加入を支援する自治体の取組について事例を収集し政策効果の分析を行う旨が記載されている。
- ・後者の取組として、県内では、神戸市、養父市の2市が実施しているが、2025年には全国で認知症の有病者数が約700万人になると推計されており、認知症の人とその家族を社会全体で支えるためには賠償責任のあり方や公的な救済について、国として整備する必要がある。

IV 地域の元気づくり

1 力強い農林水産業の確立

(1) スマート農業の推進

【農林水産省】P160

- ・農業のさらなる省力化・低コスト化や農産物の高品質安定生産の実現のため、AI、ICT、ドローン、センシング技術など、先端技術の農業生産現場への早期導入・実証に関する予算を拡充すること

<スマート農業関連実証事業の採択状況(R1補正・R2当初)>

- ・全国 応募：144件 → 採択：5件
- ・兵庫 応募：5件 → 採択：なし
- ※ 養父市能座地区の取組（前年度採択分）
 - ・実証課題名：持続的営農を目指した山間部水田作地域におけるスマート農業の実証
 - ・実証グループ：養父市アムナック スマート農業実証コンソーシアム（アムナック（農業生産法人）、京都大学、ソフトバンク 等）
 - ・実証面積：約11ha
 - ・実施内容：衛星測位技術を使ったロボットトラクターの自動運転、無線遠隔草刈り機の導入（急傾斜の法面の除草管理）



（自動草刈り機を活用（養父市能座地区））

(2) 不耕作農地の活用に対する支援

【農林水産省】P165

- ・不耕作農地の発生防止と解消のため、地域での話し合いによる農地利用図の作成や生産から消費まで一貫して担うJA子会社等の活動や機械導入、人材確保等を総合的に支援する制度を創設すること

【提案の背景】

- ・農業就業人口の減少や高齢化により不耕作農地が増加しているが、農業者等は優良農地のままとした農地を希望する一方、農地所有者は一区画が小さく段々の田畑などを提供することを望んでいるため、大きなギャップが生じている。

【本県が実施している「地域農地管理事業」の概要】

- ・優良な不耕作農地の活用促進と中山間地等の農地の有効活用を図るため、JAの子会社等により生産から消費まで一貫して担う事業を支援

支援メニュー 〔事業主体〕	事業内容	補助単価（補助率）
①農業機械の導入支援 〔JA等（支援対象：集落営農法人等）〕 《農業施設貸与事業》	不耕作農地等を借受けて経営規模を拡大する際に必要となる農業機械の導入を支援	1/3以内 等
②人材確保への支援 〔JA出資法人、集落営農法人等〕	不耕作農地等を活用して作物の生産・販売を行うための人材確保を支援	1年目：2,400千円/人 2年目：1,200千円/人
③耕作条件の改善支援 〔JA出資法人、市町等〕	農地集約の障壁となる耕作条件を改善（畦畔除去、暗渠排水設置）する取組を支援	1/2以内 （上限25千円/10a）
④農地集積・活用支援【拡】 〔JA出資法人、集落営農法人等〕 《条件不利農地集積奨励事業》 ・条件不利農地等集積奨励型 ・分散農地活用奨励型【新】	条件不利農地（未整備農地）及び既経営団地から離れた農地（分散農地）を借受けて当該農地を長期活用する取組を支援	条件不利農地等集積奨励型 20千円/10a 等 分散農地活用奨励型 10千円/10a
⑤小規模農家サポート体制整備【新】 〔JA出資法人等〕	小規模農家と地域のオペレーターをマッチングするJA出資法人等によるサポート体制を支援	1年目：1,483千円/人 2年目：742千円/人

(3) 但馬牛肥育システムの世界農業遺産の認定に向けた協力体制の構築

【農林水産省】P161

- 新**・但馬牛の魅力と歴史を国内外へ情報発信し、地域の活性化を図る「但馬牛飼育システム」の世界農業遺産認定に向け、国連食糧農業機関（FAO）への働きかけや協力体制を構築すること

【世界農業遺産 認定申請の概要】

- ・申請者 美方郡産但馬牛世界・日本農業遺産推進協議会（会長：香美町長）
- ・申請日 R1. 10. 8（農林水産省を通じて、国連食糧農業機関(FAO)に申請）
- ・システム名 「人と牛が共生する但馬牛の飼育システム」
 - 全国に先駆けて「牛籍簿(ぎゅうせきぼ)」(牛の戸籍簿)を整備
 - 郡内産にこだわった和牛改良を行うことで、独自の遺伝資源を保全

(4) 木材の有効活用と森林の保全再生

【農林水産省】

①再造林経費の負担軽減

P173

- ・主伐後に確実な再造林を行い早期に森林の多面的機能の発揮を図るため、森林所有者の負担を軽減するよう、森林環境保全整備事業など国の支援制度を拡充（現行：51%→要望：67.5%）すること

【提案の背景】

- ・材価の低迷により、主伐による木材販売収入では植林、獣害対策（植林地を囲う獣害防止柵の設置）、保育に関する経費を賄うことが困難であるため、特に負担が大きい再造林に対する負担軽減が不可欠である。

<国の支援制度の拡充例>

現行制度	拡充例
森林環境保全整備事業：68%（国：51%、県：17%）	90%（国：67.5%、県：22.5%）
農山漁村地域整備交付金：72%（国：54%、県：18%）	

②間伐に対する支援の拡充

P48

- 新**・森林整備のさらなる促進を図るため、森林整備事業補助金の期限付き特例措置である「切捨間伐の対象年齢の引き上げ」を恒久化すること

【提案の背景】

- ・平成24年度以降、造林補助制度の改正により、現地に伐採木を残す切捨間伐は、35年生以下の若い木を除き、原則補助対象外となった。（36年生以上の人工林でも10m³/1ha以上の搬出があれば一部、切捨間伐が可能）
- ・新型コロナウイルスの影響による木材需要の低下に伴う、原木市場等での木材の滞留を回避するため、令和2年度から切捨間伐の対象年齢の引き上げ（35年生以下→60年生以下）が期限付き（1, 2年程度）で措置された。
- ・これまで、搬出適期に達していない40年生程度の森林では、切捨間伐の補助対象外であったため間伐が進まなかった。また、森林経営計画の区域内の森林であっても、地形等の条件で生育不良林となり搬出に向かないエリアが一定程度存在する。これらの切捨間伐が恒久的に可能となれば、適切な森林整備が促進され、根がしっかり張り、林内の下草などの植生が回復することで、土砂流出防止や水源かん養等の森林の公益的機能の維持につながる。

③水源林の適正な保全

P49

- 新・県民生活に不可欠な水源林を保全するため、水源林における土地取引の規制について、法令の整備を行うこと

【提案の背景】

- ・本県の該当事例はないが、全国的に、外国資本による水源林等の買収事例が報告されており、県民生活に不可欠な水源の確保を図るため、土地取引に関する規制が必要である。

(5) 瀬戸内海の豊かで美しい里海としての再生【農林水産省、国土交通省、環境省】 P185

- ・窒素及びりん等の供給を目的として、水質総量規制制度の抜本的見直しや、下水処理場、工場・事業場、農地・山林等陸域からの窒素及びりんの適切な供給に向けた調査研究・取組支援を行うこと

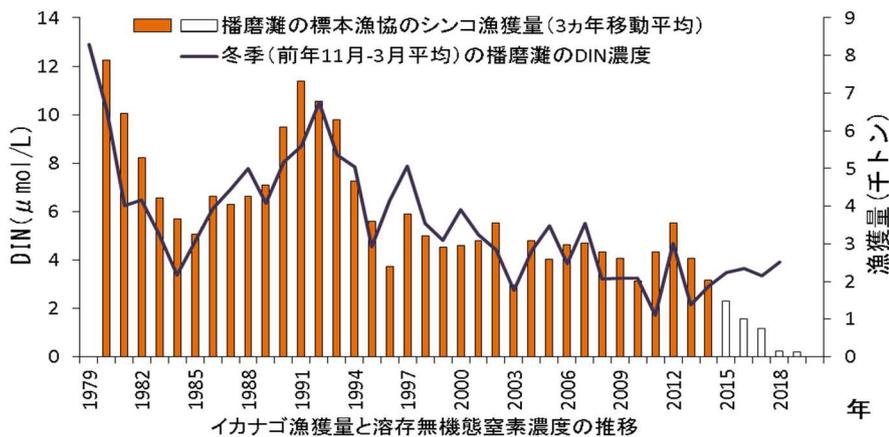
- 新・海域の生態系の維持・回復のため、施肥や沖合域の海底耕耘など漁業者等が効果的な対策を実施できるよう補助事業の創設・拡充等を行うこと

【提案の背景】

- ・昭和55年以降、8次にわたり総量削減計画（第5次から窒素・りんも対象）を策定し、COD、窒素及びりに係る負荷量が削減されて水質は大幅に改善したが、栄養塩の不足により生物多様性・生物生産性の低下が指摘されている。
- ・県は全国で初めて、季節別の処理水質を計画に位置付けた「播磨灘流域別下水道整備総合計画」を策定したほか、昨年度の条例改正により、①栄養塩類の適切な管理のための水質目標値の下限値の設定、②下水処理場に関する上乗せ排出基準のうち生物化学的酸素要求量(BOD)の見直しを行った。
- ・水産多面的機能発揮対策交付金では、藻場や干潟等、浅場の保全のための活動は対象となるが、海域の生産力向上や生態系の機能回復を目的とした活動は対象外となっている。
- ・国2次補正予算で措置された資源・漁場保全緊急支援事業で対象となった沖合域の海底耕耘は、海域の生態系の維持・回復のために、継続して支援する必要がある。

<豊かな瀬戸内海再生調査事業>

- ・本県では、水産技術センター(明石市)が中心となり、5箇年(H27~R1年度)にわたり、イカナゴ資源と栄養塩の関係について、調査研究を実施
- ・この結果、海域の貧栄養化が食物連鎖を通じてイカナゴ資源の長期的な減少に大きな影響を与えることを、全国に先駆けて解明



注 2015年以降は資源保護のため順次漁期を短縮し、漁獲量が急減している。

2 魅力ある地域づくり

(1) 瀬戸内海国立公園六甲地域のブランド力向上による活性化

【環境省】 P229

① 企業保養所等に関する行為の許可基準の特例設定

- ・ 別荘・企業保養所の適地として独自に発展してきた地域であり、特殊性が高いことから、企業保養所について周辺の風致景観に影響を及ぼさない範囲で、民間事業者の意向を踏まえ行為許可の基準を特例で緩和すること
 - 建築面積が制約される主要道路からの壁面後退距離（20m以上）について、それ以外の道路の基準（5m以上）まで緩和
 - 小規模な土地の活用を図るため、建ぺい率（敷地面積500m²の場合10%以下）、容積率（敷地面積500m²の場合20%以下）を緩和
 - 工作物の高さ基準（13m以下）について、周辺の景観に影響を及ぼさない範囲で区域を限って更に緩和
 - 大規模開発を排除する建築面積（2,000m²以下）の緩和

(2) 空き家改修による宿泊施設等への利活用促進

【国土交通省】 P229

- ・ 地域資源として宿泊施設等への利活用を図るため、保養地の遊休別荘などの比較的規模の大きい空き家のうち、火災時に迅速に避難できるなど、利用者の安全が確保されるものについて、小規模な戸建て住宅（階数2以下で延べ面積200m²未満）から宿泊施設への用途変更を可能とする場合と同様に、建築基準法の緩和を行うこと

3 スポーツの振興

(1) ワールドマスターズゲームズ2021関西への支援

【総務省、文部科学省、スポーツ庁、観光庁、警察庁】P191

本大会は、新型コロナウイルス感染症と共存しながら我が国が開催する最初の国際総合競技大会であり、その成功はポストコロナ社会における観光振興、地域活力回復の原動力となるだけでなく、コロナ感染防止と社会経済活動との両立に取り組む我が国の姿勢を国際社会に強く印象づけ、オリ・パラ、大阪・関西万博への大きな弾みとなる。

このため、準備段階も含め、以下の支援を行うこと

①施設整備や大会運営、地域交流に関する地方財政措置の充実

- ・誰もが参加できるインクルーシブな考え方を取り入れた大会であるため、バリアフリー改修等の施設整備等に活用できる地方交付税措置のある地方債を創設すること(ラグビーW杯、東京オリ・パラ：地域活性化事業債(充当率：90%、交付税措置率：30%))
- ・以下の経費に対して特別交付税措置を講じること
 - 広報、警備、ボランティア経費など大会運営に要する経費
 - 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流に要する経費

<国家的なプロジェクトと位置づけられた他のスポーツ大会に対する特別交付税措置(50%)>

ラグビーワールドカップ2019	東京オリンピック・パラリンピック競技大会
○ 地域交流経費(競技イベント開催経費 等)	○ 大会関係者との交流経費 (招へい経費、競技体験イベント開催経費 等)
○ 公認キャンプ実施経費 (トレーニング機器のレンタル経費 等)	○ 事前合宿等経費 (ボランティア養成、宿泊・輸送に要する経費 等)
○ 大会運営等経費 (広報、警備、ボランティア経費 等)	

②スポーツ振興くじ助成金活用への柔軟な対応

- ・スポーツ振興くじ助成金の年度毎の対象額について、柔軟に対応すること
(現行：8,000万円(「国際競技大会開催助成」の「開催準備事業」)
提案：大会前年度である本年度には多額の事業費が想定されるため、8,000万円を超える事業費については、大会開催年度に2億円を上限として助成される「開催事業」分を充当できるようにすること)

③関係省庁間の連携・協力体制の確立

- ・海外からの参加者確保、大会参加にあわせた観光の促進、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流、大会警備等、省庁横断的な対応が必要な事項があることから、関係省庁間での連携・協力体制を確立すること

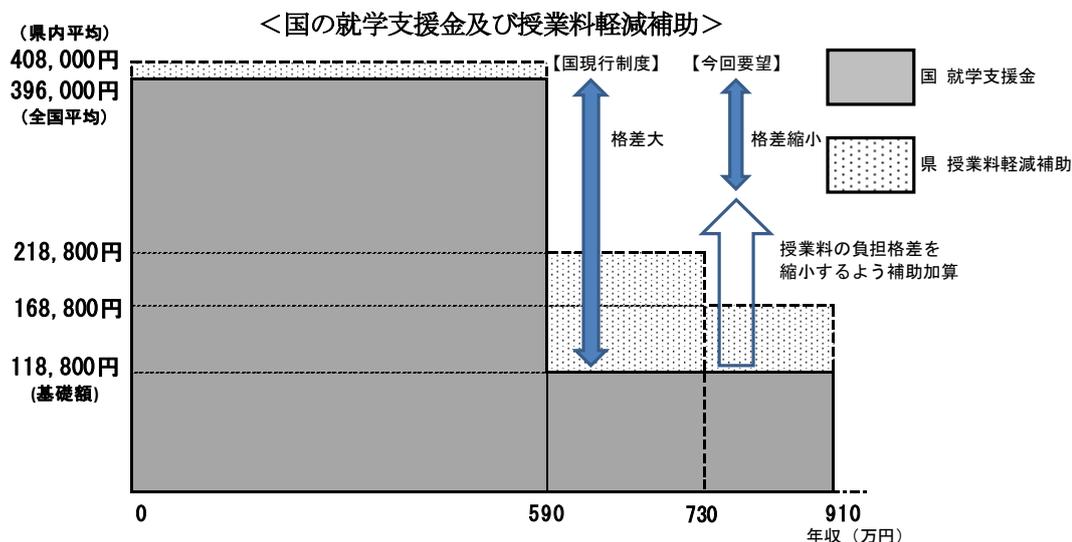
V 全員活躍社会の実現

1 未来を担う人材の養成

(1) 高等学校等修学支援金制度の拡充

【文部科学省】 P202

- 令和2年度より拡充された高等学校等就学支援金について、年収590万円以上の世帯についても、所得のわずかな差により世帯の授業料負担に大きな差が生じないよう支給額を引上げること



(2) 不登校対策の推進

【文部科学省】 P201

- 市町の教育支援センター(適応指導教室)及び民間施設(フリースクール等)に通う不登校児童生徒の通学費等への支援や、民間施設の運営に対する国庫補助制度を創設すること

【提案の背景】

- 公立の小中学校と比べて、教育支援センターや民間施設は自宅から遠方となり、交通費の負担が生じるケースがある。
- 民間施設では、活動費などの自己負担が公立小中学校より大きく、これらの経済的負担により利用を諦めざるを得ない児童生徒がいる。
- 教育機会均等法の趣旨を踏まえ、学校以外の学びの機会を一層確保するためには、民間施設に対する支援の充実が不可欠である。

(3) 専門職大学に対する財政支援

【文部科学省、総務省】 P215

- ・ 本県は、令和3年4月の開学に向け、専門職大学の設立準備に取り組んでいるところであるが、公立の専門職大学の地方交付税措置に当たっては、専門職大学と同様に専門性が高く、実習等が卒業要件となっている保健系公立大学並の単位費用(1,776千円/人)とするなど、従来の区分とは異なる単位費用を創設すること

※「国際観光芸術専門職大学(仮称)」(豊岡市に設置)
 ・ 芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出する専門職業人の養成を目指し、R3.4月開設に向け、大学設置認可申請中及びキャンパス等建設中
 → 卒業後の進路：旅行社・交通業・宿泊業、DMO、劇場等文化施設、地方公共団体など

<保健系大学(保健師助産師看護師学校養成所指定規則)と専門職大学(設置基準等)の比較>

保健系大学	専門職大学
同時に授業を行う学生数は原則40人以下	同時に授業を行う学生数は原則40人以下
臨地実習が計23単位以上必要	・実習等による授業科目の40単位以上(卒業単位の約1/3)修得が卒業要件 ・かつ、このうち企業等での臨地実務実習が20単位以上必要
適当な実習施設の確保及び実習指導者による指導が必要(実習計画等の協議・調整、担当教員による指導等実施状況の把握が必要)	実習に必要な施設の確保及び実習指導者の配置等が必要(実習計画等の協議・調整、担当教員による指導等実施状況の把握が必要)

【従来の大学と同じ単位費用(芸術文化分野:家政系・芸術系、観光分野:社会科学系)とした場合の課題】

- 保健系大学並みの対応が求められるもの
 - ・ 多数による授業ができないため、多くの少教授業を担当する教員の配置が必要
 - ・ 実習の調整、計画、指導、評価を行う教員の配置及び実習支援に関する事務が必要
- 専門職大学特有の対応が必要なもの
 - ・ 展開科目(職業分野に関連する他分野の応用的な能力を育成)に対応する教員の配置が必要
 - ・ 産業界及び地域社会との連携による教育課程編成・実施のため設置する教育課程連携協議会の開催と、これを踏まえた教育課程の編成に関する事務が必要

[公立大学の運営に要する地方交付税の算定(単位費用×学生数)] ※R元年度 (単位:千円)

区分	医学系	歯学系	理科系	保健系	社会科学系	人文科学系	家政系・芸術系
単位費用	3,762	2,214	1,553	1,776	212	435	692

VI 交流・環流の促進

1 定住人口・関係人口の創出、拡大

(1) 地域おこし協力隊に関する財政支援の拡充

【内閣府、総務省】 P233

- ・特別交付税の対象となる地域おこし協力隊の活動経費について、対象地域を過疎法等の指定地域に限定せず、高齢化や人口減少により外部人材の支援が必要な集落を有する全市町村に拡げること
- ・活動期間（最長3年）の延長や協力隊の移住要件を緩和するなど、制度の拡充を行うこと

【国制度の問題点】

- ・現行の対象地域は、過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域に限定されているが、指定地域外でも、本県で実施している地域再生大作戦等により地域活性化に積極的に取り組んでいる市町や独自財源で制度を導入している市など、協力隊制度を必要としている市町がある。

[兵庫県版 地域おこし協力隊(R1～)の概要]

区分	県版 地域おこし協力隊	国 地域おこし協力隊
対象市町	21市町 ※国制度17市町との重複含む (概ね5集落以上の小規模集落を有する市町)	17市町 (条件不利地域(過疎、振興山村、離島)を有する地域等)
対象人材	集落の実情に詳しい近隣在住者や当該地域の出身者等(通い型支援も可)	住民票を移動し、生活の拠点を移す者(移住型支援)
設置状況	18市町32名	16市町 82名(R2.4月末時点)

(2) 新たな過疎対策法の制定

【内閣府、総務省】 P188

①地域の現状や特性を踏まえた地域要件の設定

- ・現行法の過疎地域を引き続き対象としつつ、東京一極集中による近年の急激な人口減少や少子高齢化の進展を踏まえた短期要件（15年の人口減少率）を追加すること
- ・平成の大合併後の中心・周辺の格差拡大を踏まえ、一部過疎地域の要件を見直し、旧市町単位を対象地域とすること

- 新**・新たな過疎対策法において地域指定から外れる団体が生じた場合は、過疎対策事業債の発行に限らず、過疎地域に誘致した企業の設備投資計画にも影響を及ぼす税制措置等の各種支援制度についても、激変緩和のため所要の経過措置を講じること

<過疎地域の主な税制優遇措置>

- ・製造業等で減価償却資産の取得価格の合計額が2,700万円を超える施設を新增設した場合、条例に基づき課税免除又は不均一課税を行うと、課税免除等による地方税の減収の75%が普通交付税基準財政収入額から控除される。

県 税	事業税	所得金額のうち当該設備に係るもの
	不動産取得税	当該設備に係る家屋及び土地
市町税	固定資産税	当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地

②過疎対策事業債対象事業の拡充

- ・道路ネットワークの整備など、効率性・一体性の観点から都道府県が広域的に実施するものについて、過疎対策に関する都道府県の役割として明確化し、過疎対策事業債の対象とすること
- ・人口が減少し、上水道の収益確保が課題である中、簡易水道との統合を行うことにより地方公共団体の財政負担が増えることがないよう、再編を含む上水道事業について、過疎対策事業債の対象とすること

2 交通基盤の充実

(1) 基幹道路等の整備推進

① 双眼型国土形成のための交通インフラ整備

【国土交通省】P234

- ・国際競争力の強化につながる下記のインフラ整備については、東京圏に集中させるのではなく、多重性確保の観点からも地方に分散した整備を進めること
 - 関西都市圏及び日本海国土軸の高速道路網整備
 - 北陸新幹線の大阪までのフル規格での早期整備
 - リニア中央新幹線の東京－大阪間の早期整備

② 関西都市圏のミッシングリンクの解消

【国土交通省】P235

- ・大阪ベイエリアに集積する産業・物流拠点の連携強化による国際競争力の強化や国土のリダンダンシーの確保の観点から、下記の道路整備を推進し関西都市圏の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容
大阪湾岸道路西伸部 (六甲アイランド北～駒栄)	<ul style="list-style-type: none"> ・早期整備に必要な予算の確保・全線での事業促進 ・「みなと神戸」にふさわしい景観の創出 ・展望施設の整備など、道路を活用した地域活性化に資する事業への協力 ・直轄道路事業費の地方負担分に対する地方財政(交付税)措置の拡充
名神湾岸連絡線	<ul style="list-style-type: none"> ・早期事業着手に向けた環境影響評価手続きの促進及び都市計画手続きへの協力 ・早期に事業者を決定の上、令和3年度の新規事業化 ・阪神高速3号神戸線から阪神高速5号湾岸線へ交通転換が図られる料金の設定
播磨臨海地域道路	<ul style="list-style-type: none"> ・早期事業化に向けた手続きの推進(都市計画・環境アセスメントに早期着手) ・早期完成に向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> ○国と県の役割分担による整備(播但連絡道路の東側は国、西側は県) ○有料道路事業の導入 <ul style="list-style-type: none"> 〔有料道路事業の料金徴収期間の延長 〔国道2号バイパスから播磨臨海地域道路への交通転換を図る方策〕 ○播但連絡道路接続部の早期整備
神戸西バイパス	<ul style="list-style-type: none"> ・早期整備に必要な予算の確保及び全線での早期着工 ・有料道路事業による自動車専用道路部の早期完成 ・専用道路部との同時開通に向けた一般道路部の着実な整備促進
中国横断自動車道姫路鳥取線 (播磨新宮IC～山崎JCT(仮称))	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の早い時期の確実な開通
東播磨道(北工区)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業推進に必要な予算確保
東播丹波連絡道路	
<ul style="list-style-type: none"> 〔国道175号 西脇北バイパス 〔西脇市黒田庄町～丹波市氷上地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期全線開通に向けた事業促進 ・早期事業化に向けた調査促進

③日本海国土軸のミッシングリンクの解消

【国土交通省】P236

- ・山陰海岸ジオパークをはじめとする広域観光交流圏形成による交流人口の拡大や国土のリダンダンシーの確保の観点から、日本海国土軸の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

道路名	要望内容
山陰近畿自動車道	
浜坂道路Ⅱ期(居組IC～新温泉浜坂IC)	・事業推進に必要な予算確保
竹野IC～豊岡北JCT・IC	・令和3年度新規事業採択
豊岡北JCT・IC～城崎温泉IC	・直轄による調査の実施及び直轄権限代行による早期事業化
城崎温泉IC～府県境	・直轄による調査の実施及び直轄権限代行による事業化
北近畿豊岡自動車道	
日高豊岡南道路(日高神鍋高原IC～但馬空港IC)	・令和2年秋の確実な開通
豊岡道路(但馬空港IC～豊岡IC)	・速やかな開通に向けた事業促進
豊岡道路(Ⅱ期)(豊岡IC～豊岡北JCT・IC)	・早期着工に向けた事業促進

④有料道路制度における建設債務の償還期限の延長

【国土交通省】P239

- ・有料道路制度を有効に活用するため、2050年9月30日までとされている建設債務の償還期限を延長すること

【現行制度の問題点】

- ・道路公団の民営化時に建設債務の償還期限は2050年9月30日までとされており、今後、新設・改築を行う高速道路(想定箇所:名神湾岸連絡線、播磨臨海地域道路)では建設債務を償還する期限が短く、制度を十分に活用できない。

⑤国直轄事業で整備する特に重要な路線に対する地方財政措置の拡充

【総務省、国土交通省】P239

- ・大阪湾岸道路西伸部など高規格幹線道路と同等の機能を発揮する重要な路線のうち、国直轄事業で整備する路線の地方負担について、地方交付税措置を直轄高規格幹線道路並に拡充すること(現行20%→45%)

【提案の背景】

- ・現行の高規格幹線道路網計画(昭和62年策定)は、全国約14,000kmで構成
- ・うち、三大都市圏で高規格幹線道路がネットワークしていないのは、名神高速道路の端末部のみ
- ・大阪湾岸道路西伸部(平成6年に地域高規格道路に指定)は、高規格幹線道路である名神高速道路と神戸淡路鳴門自動車道をネットワークし、一体となって機能を発揮する重要な路線
- ・本来、高規格幹線道路とすべき路線であるため、直轄高規格幹線道路並の地方財政措置が必要

【高規格幹線道路及び地域高規格道路の概要】

区分	概要	県内の事業中路線
高規格幹線道路(昭和62年～)	国土の骨格となる基幹的な高速陸上交通網を形成する道路(全国で約14,000km)	北近畿豊岡自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線
地域高規格道路(平成6年～)	高規格幹線道路網を補完し、地域相互の交流促進等の役割を担う道路	大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北～駒栄)、神戸西バイパス、山陰近畿自動車道(浜坂道路Ⅱ期)、東播磨道(北江区)、東播丹波連絡道路(国道175号 西脇北バイパス)

※ 太字:国直轄事業または合併施行方式(国直轄事業+有料道路事業)



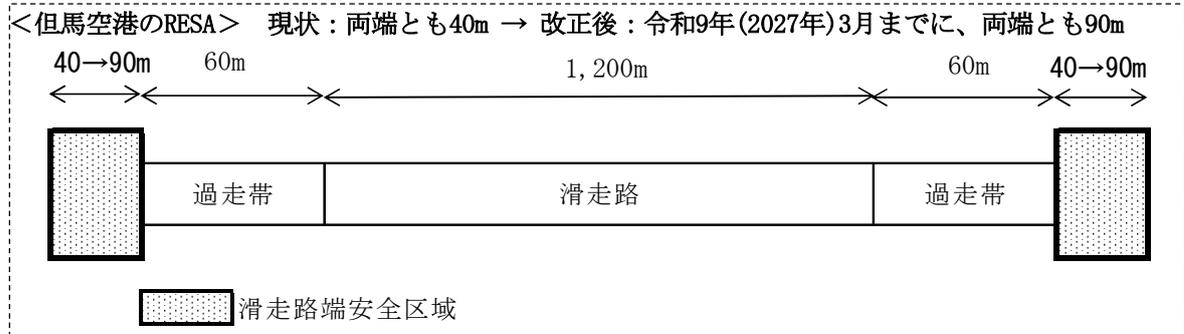
(2) コウノトリ但馬空港の利便性向上

【国土交通省】

①空港整備事業の補助制度の拡充

P243

- 滑走路端安全区域 (RESA) については、航空法施行規則の改正に伴い空港完成後に対応を求められたものであり、また、短期間に多額の費用を要するため、国庫補助率の引上げ(現行：40%(その他の空港)→50%(地方管理空港並))及び必要な予算を確保すること



②羽田直行便の実現に向けた支援

P244

- 羽田発着枠に関する政策コンテストを継続するとともに、プロペラ機に特化した枠を創設するなど、さらなる拡充を図ること
- 但馬ー羽田直行便の実現に向け、コンテスト枠及び新規参入枠の活用について、航空会社への働きかけを行うこと

<政策コンテスト>

- 配分枠 5枠【R2.10～：鳥取、石見、山形、(新)大館能代、(新)三沢(※)、(新)下地島(※)】
※ 三沢、下地島については、両者にて1年間のトライアル運航を実施し、その実績について再評価の上、最終的な配分先を決定

<新規参入枠>

- 競争促進のため、将来、羽田空港に新規に参入しようとする航空会社が現れた場合に優先的に配分する「新規参入枠」を新設し、3枠を留保

(3) 社会資本の老朽化対策の推進

①老朽化対策に必要な予算の確保

【国土交通省】P250

- ・橋梁、排水機場、岸壁等係留施設、下水道施設等、大量の社会基盤施設が築50年を越え更新が必要となることから、将来にわたり安全に使用するため、新たな財源の創設を含め老朽化対策の推進に必要な予算を確保すること

<ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画> 計画期間：R1～R10年度

施設	実施箇所数	事業費	施設	実施箇所数	事業費
①橋梁	705橋	389億円	⑭ダム施設	21箇所	64億円
②舗装(道路)	950km	120億円	⑮防潮堤	19.5km	50億円
③トンネル	覆工	41億円	⑯岸壁等係留施設	23施設	61億円
	設備		⑰防波堤等外郭施設	9施設	23億円
④アンダーパス	6箇所	4億円	⑱荷役機械	4施設	34億円
⑤横断歩道橋	横断歩道橋	137箇所	⑲舗装(港湾)	9.9万㎡	7億円
	組立歩道	5.6km	⑳砂防設備	141箇所	16億円
⑥道路付属物(照明灯・標識(大型)等)	5,130箇所	33億円	㉑地すべり防止施設	16箇所	1億円
⑦道路法面施設	400箇所	20億円	㉒急傾斜地崩壊防止施設	84箇所	4億円
⑧大型カルバート	4箇所	1億円	㉓下水道	8処理場	570億円
⑨シェッド	5箇所	5億円	㉔公園施設	13公園	52億円
⑩排水機場	51箇所	363億円	㉕滑走路	53,600㎡	5億円
⑪水門・堰	57箇所	82億円	㉖その他施設	1式	190億円
⑫樋門・陸閘	148箇所	10億円	計		約2,233億円
⑬矢板護岸	8.8km	64億円			

②公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大等 【総務省、国土交通省、警察庁】P252

ア 建設・整備事業

- ・災害発生時の対策活動拠点も含めた県政の中核拠点を担う兵庫県庁舎等整備について、市町村本庁舎と同様、建替事業を対象とすること(再掲)
- ・個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や空港施設を対象とすること
- ・地方債充当率や地方交付税措置率の引上げを行うこと

現行	充当率：90%、交付税措置率：30～50%
案	充当率：100%、交付税措置率：70%(緊急防災・減災事業債並)
- ・令和3年度までとされている制度の恒久化を図ること

【国制度の問題点】

- ・発災時に業務継続の支障が生じるおそれがあることから、県本庁舎についても市町村本庁舎と同様に、公共施設等適正管理推進事業債の対象とする必要がある。
- ・警察施設等の公用施設や空港施設は、令和元年度から公共施設等適正管理推進事業債の対象となった都市公園施設等と同様に必要な社会基盤であるが、対象外となっている。

イ 除却事業

- 新**・公共施設の老朽化が進む中、人口減少下における配置の適正化や効率的な管理を一層推進するため、地方債充当率の引き上げ(現行：90% → 100%)や、地方交付税措置(現行：交付税措置なし)を講じること

Ⅶ 地方税財政の充実、強化等

(1) 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の充実

【内閣府】P258

- 新・地方創生拠点整備交付金については令和2年度から地方創生推進交付金の枠内で当初予算措置されたが、その額は少額であるため、当初予算において地方公共団体が必要とする両交付金の額を確保すること

[令和元年度まで]
地方創生推進交付金1,000億円(当初計上) + 地方創生拠点整備交付金600億円(補正予算)

[令和2年度から]
地方創生推進交付金(1,000億円)のうち、30億円を地方創生拠点整備交付金として、当初予算において計上

【提案の背景】

- 令和2年度から、複数年度にわたる施設整備事業の円滑化を図るため、当初予算において、地方創生推進交付金(1,000億円)のうち30億円を、地方創生拠点整備交付金として措置することとなった。
- その結果、従来の補正予算額(600億円)を大きく下回り、また、推進交付金も予算額も削減されているが、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(H27～R1)で目標未達成の東京圏への転入超過解消などに向け、今年度からの第2期戦略で更なる取組が求められていることから、少なくとも令和元年度以上の予算措置を講じるべきである。

(2) 超過負担の解消

【総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省】

① 学校施設の整備に関する補助単価の引上げ

P12

- 学校施設環境改善交付金の補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること

[県内公立学校における改築事業の補助単価と実工事費単価の乖離例 (令和元年度実績)]

補助単価	実工事費単価	差額 (乖離率)
189,300円/㎡	235,400円/㎡	△46,100円/㎡(△19.6%)

② 社会福祉施設の整備に関する補助単価の引上げ

P120

- 社会福祉施設整備事業について、補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること

[福祉施設等の補助単価と実工事費単価の乖離例 (平成30年度実績)]

区 分	補助単価	実工事費単価	差額 (乖離率)
児童福祉施設 (児童養護施設の場合)	6,674千円/人	11,057千円/人	△4,383千円/人 (△39.7%)
介護福祉施設 (特別養護老人ホームの場合)	4,270千円/人	7,577千円/人	△3,307千円/人 (△43.6%)
障害福祉施設 (障害者支援施設の場合)	2,025千円/人	10,393千円/人	△8,368千円/人 (△80.6%)

(3) 地方交付税の適切な算定

【総務省】

①給与関係経費の適切な算定

P264

- 給与関係費の地方財政計画上の積算単価は、給与実態調査等の結果が適切に反映されているにも関わらず、地方交付税における算定単価が低く乖離が生じているため、交付税単価を地方財政計画上の単価まで引き上げ、財政需要を適切に積み上げること

[令和元年度給料月額と比較]

(単位：円、%)

区分		交付税積算 単価 A	地方財政計画 単価 B	差引 A-B	比較 A/B
一般 職員	都道府県	253,332	322,482	△69,150	78.6
	市町村	245,178	307,136	△61,958	79.8
警察官		283,100	312,763	△29,663	90.5
教 職 員	小学校	324,444	348,870	△24,426	93.0
	中学校	324,671	349,235	△24,564	93.0
	高等学校	321,799	369,105	△47,306	87.2
	特別支援学校	314,080	382,647	△68,567	82.1
消防職員		250,100	307,136	△57,036	81.4

②包括算定経費の適切な算定

P267

- 平成23年度以降、地方一般財源総額が前年度と実質同水準に据え置かれ、社会保障関係費の自然増(+2.3兆円)に見合うだけの基準財政需要額の増加(+0.5兆円)となっておらず、他の歳出を削減することで対応しているため、結果として包括算定経費が1兆円減少している。

このため、包括算定経費を明確な積算根拠を示すことなく圧縮するのではなく、適切な算定を行うこと

[一般財源総額と基準財政需要額の推移 (全国：不交付団体含む)]

(単位：兆円)

区分	H19 ①	H23 ①	H26	R1 ③	H23-H19 ②-①	R1-H23 ②-②
個別算定経費	40.6	43.5	44.4	46.2	2.9	2.7
社会保障関係費(自然増等)	10.8	13.3	14.6	15.6	2.5	2.3
消費税増収分を活用した 社会保障の充実等	0	0	0.3	1.2	0	1.2
包括算定経費	4.7	4.6	4.2	3.6	▲0.1	▲1.0
基準財政需要額 計	45.3	48.1	48.6	49.8	2.8	1.7
充実分除き	45.3	48.1	48.3	48.6	2.8	0.5

(参考)一般財源総額	56.9	58.8	59.4	60.7	1.9	1.9
------------	------	------	------	------	-----	-----

※ H19：包括算定経費の算定初年度

H23：地方一般財源総額実質同水準に据え置かれた初年度

H26：消費税率引上げ(5%→8%) 初年度

R1：消費税率引上げ(8%→10%) 初年度

(4) 地方税制の偏在是正に向けた抜本的改革の実施

【総務省、財務省】

① 地方法人課税と消費税との税源交換など抜本改革の実施

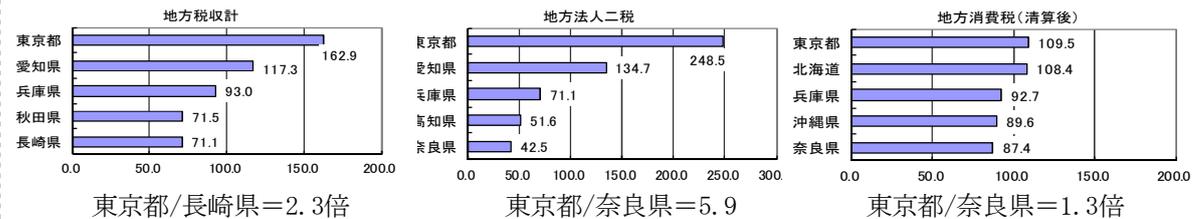
P274

- ・ 地方が自らの発想で地域の多様性を生かした取組を進めるためには、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める必要があることから、地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との税源交換等、税制の抜本的改革を行うこと

【提案の背景】

- ・ 平成31年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正措置（特別法人事業税・譲与税の創設）が講じられたが、税制の抜本的改革は実現していない。

【人口一人当たりの税収額の指数（平成30年度決算）】



② 事業活動の実態を反映した地方法人課税の分割基準の抜本的見直し

P274

- ・ 税収を適切に帰属させるため、法人事業税については応益課税の原則、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと
- ・ 応能的性格である法人県民税(法人割)についても、法人事業税と同様の分割基準となるよう見直すこと

【国制度の問題点】

- ・ 現行の分割基準は、ロボット化やIT化による付加価値を生む地方の工場での労働者の減少や本社管理部門の東京への集中、分社化等の進展による親会社への利益の移転など、事業活動の実態の変化を踏まえたものになっていない。

③事業活動の情報化に対応した地方法人課税の制度検討

P274

- ・情報通信技術を活用した事業活動の拡大に対応し、地方団体間において適切に税収を帰属させるため、事業活動の実態を反映した地方法人課税の制度を検討すること
- ・その際、電子商取引の基盤を構築しサービスを提供している法人については、サービスの提供を受けた者の所在地の地方団体において課税を行うこと
- ・各都道府県における売上額を、法人県民税(法人税割)・法人事業税の分割基準に加えて課税することとし、各都道府県における売上額を把握できるような措置を講じること
- ・こうした手法が困難な場合には、代替指標として分割基準に人口を加える等の措置を講じること

- 新**・OECDにおける国際課税の見直しに際して、日本に恒久的施設(PE)を有しない外国企業の日本における事業活動が課税対象となった場合、配分された税収が、国税のみならず地方法人課税の税収総額の増加に結びつく課税制度を検討すること

【提案の背景】

- ・事業活動の情報化により、全国を対象に事業活動を行っているにもかかわらず、本店や少数の事業所以外に事業所等を設置していないため、法人の事業活動の実態以上に税収が本店所在地等のみに帰属している状況が生じている。
- ・消費税においても音楽配信等の電子商取引について、課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判断基準が、役務の提供を行う者の提供に係る事務所等の所在地から役務の提供を受けの者の住所等に改正された。

<電子商取引の市場規模等の推移>



※EC化率

すべての商取引のうち
電子商取引が占める割合
経済産業省
「平成30年度電子商取引
に関する市場調査」

(5) 企業版ふるさと納税における適切な制度設計 【内閣官房、内閣府】 P260

- ・ 寄附を通じて地方創生に貢献するという事業目的を踏まえ、個人版ふるさと納税と同様に、本社が所在する地方自治体への寄附を可能とすること
- ・ 令和2年度より事業ごとの認定から包括的な認定に簡素化されたが、充満可能な国の補助金や交付金の範囲を拡大するなど、更に弾力的に適用できる制度とすること

【国制度の問題点】

- ・ 企業の創業地等、縁のある地方自治体が行う地方創生の取組に対して寄附することで、大都市部から地方への資金の流れを高めることを目的に、本社（地方税における主たる事務所または事業所）がある自治体に対する寄附は制度対象外とされている。
- ・ 地域再生計画の認定前に事業に着手することを想定し、原則着手済みの事業は対象とならない。
- ・ 国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分については、原則として地方創生応援税制に係る寄附を充てることができない。

(6) ふるさと納税の返礼品制度の廃止 【総務省】 P259

- ・ ふるさと納税の趣旨は、本来、経済的な見返りを求めない寄附であるため、返礼品制度は廃止すること

(7) 宝くじの売上向上 【総務省】 P280

- ・ より多くの人に当せんの実感が得られるよう、1等当せん金額の高額化の見直しや中間当せん金帯の拡充、財源確保のための払戻率の見直し、インターネット販売の促進など抜本的な見直しを行うこと

【提案の背景】

- ・ 宝くじの売上は、平成17年度の1兆1,047億円をピークに減少傾向にあり、令和元年度には7,932億円まで落ち込んでいる。
〔 < (一財) 日本宝くじ協会調査 (R元年度) > 〕
 - 宝くじを買わない理由 1位：当たると思わない
 - ジャンボ宝くじ未購入者が購入動機になると考える取組 1位：中間当せん金帯を拡充する

【近畿宝くじによるWMG応援協賛くじ (R2. 11月発売)】

- ・ 中間当せん金帯の本数増 5万円 R1：450本→R2：900本、1万円 R1：1,500本→R2：2,250本 (1等(1本) R1：2,000万円→R2：1,000万円)

(8) 関西広域連合への事務・権限の移譲等 【内閣府、総務省】 P281

ア 府県域を超える大括りな事務・権限の移譲

- ・ 広域地方計画の策定権限など中央府省の事務・権限も含め、府県域を超える広域的な調整が必要となる大括りな事務・権限を、関西広域連合へ移譲すること

イ 規約の一部変更の際の許可を届出制に変更

- ・ 広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない事務の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること

ウ 幅広い事務の移譲の要請を可能とする法改正

- ・ 広域連合が国に移譲を要請することができる事務の範囲について、広域連合に密接に関連する事務のみに限定されている地方自治法の規定を改正し、幅広い事務の移譲を要請できるようにすること